第８　民間団体等との協定に関する資料

資料８－１　民間団体等との協定に関する資料

名　　　　　　称	締　結　年　月　日	協　定　締　結　団　体　名
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	平成９年６月６日	秋田市民消費生活協同組合
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成18年５月24日	ｲｵﾝﾓｰﾙ(株)ｲｵﾝ秋田ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ イオン(株)ジャスコ御所野店
	平成18年５月24日	マックスバリュ東北(株)
	平成18年７月31日	イオン(株)ジャスコ土崎港店
	平成20年８月28日	ダイドードリンコ(株)青森支店 (株)秋田ダイドー
	平成22年10月13日	協同組合秋田卸センター
災害時における仮設トイレの確保等に関する協定	平成20年７月15日	(株)レンタルのニッケン秋田営業所
	平成20年７月15日	企業組合秋田北部清掃興業
	平成20年７月15日	日野興業(株)
災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定	平成24年８月６日	企業組合秋田北部清掃興業
		五大産業(株)
		(有)秋田衛生社
		秋田環境システム(株)
		(有)千秋産業
		(株)河辺清掃社
災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定	平成21年１月14日	(株)アクティオ
	平成21年１月14日	NPO法人コメリ災害対策センター
	平成21年１月14日	(株)サンデー
災害時（非常時）における応援に関する協定	平成10年６月８日	仙北西部漁業協同組合
災害非常通信の協力に関する協定書	昭和59年３月17日	秋田市役所アマチュア無線クラブ
非常災害時における協力に関する協定	平成８年12月17日	高尾山アマチュア無線中継局管理団体
災害時における応急対策活動に関する協定書	平成21年７月３日	社団法人秋田県造園協会秋田市支部
	平成21年１月14日	社団法人秋田市建設業協会
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	平成24年３月30日	社会福祉法人松寿会外２４社会福祉法人、２医療法人、秋田県立特別支援学校４校

名　　　　　　称	締　結　年　月　日	協　定　締　結　団　体　名
災害発生時における水道施設の応急復旧活動の応援に関する協定書	平成21年８月10日	秋田管工事業協同組合
災害発生時における下水道施設等の応急復旧活動の応援に関する協定書	平成21年10月30日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会
災害時における応急対策活動に関する協定書	平成24年12月28日	秋田市測量建設コンサルタント協会
災害時における応急対策活動に関する協定書	平成21年11月25日	秋田電気工事協同組合
災害時における応急対策活動に関する協定書	平成22年３月19日	協同組合あきた安心リフォーム協議会
災害時におけるボランティア活動に関する協定書	平成23年２月７日	特定非営利活動法人秋田パドラーズ
災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書	平成25年12月19日	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成25年10月28日	赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
災害時における救援物資提供に関する協定書	平成26年２月７日	(株)伊藤園
災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書	平成26年２月５日	コスモ工機(株)
	平成26年２月５日	(株)イトー鋳造

資料８－２　災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と、秋田市民消費生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合を言う。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資供給の協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（生活物資供給の協力実施）

第３条　乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資供給の協力手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第５条　生活物資の運搬は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用）

第６条　乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第７条　乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第９条　この協定を実施するための必要な細目は、別に定めるものとする。

（定めのない事項）

第10条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証とするため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成９年６月６日

甲　秋田市山王１丁目１番１号
秋　田　市
市　　長　　　石　川　　錬　治　郎

乙　秋田市土崎港北六丁目１番３０号
秋田市民消費生活協同組合
代　　表　　　小　松　　宇右衛門

資料８－３　災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時における、生活物資の供給協力等に関する協定（以下「協定」という。）第９条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き）

第２条　協定第４条に定める甲の乙に対する要請文書は、生活物資供給要請書（様式１）による。

２　甲および乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

３　前項の連絡責任者等に変更があった場合は､すみやかに相手方に通知するものとする。

（生活物資の確保）

第３条　乙は災害時に必要な生活物資として、おおむね別表１の物資を中心に確保に努めるものとする。

（生活物資の納入、引取り）

第４条　乙は甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する秋田市職員、又は甲の指定する引き取り人に送付するものとする。

２　前項の納入書を受けた職員又は引き取り人は、生活物資の種類、数量等を確認し、適当と思われるときは受領書を発行するものとする。

（費用弁償）

第５条　協定第６条に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、商品の供給および運搬終了後、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

２　費用の請求および支払いは遅滞なく行うものとし、その時期および方法は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第６条　協定第８条に定める協議は、最低年１回行うものとする。

２　協議は、別表１に示す災害時に必要な生活物資の品目等の見直しを中心に行うとともに、その他必要事項についても協議を行うものとする。

平成９年６月６日

甲　秋田市山王１丁目１番１号
　　秋　田　市
　　市　　　長　　　　　石　川　　　錬　治　郎

乙　秋田市民消費生活協同組合
　　理　事　長　　　　　小　松　　　宇右衛門

別表１

災害時に必要な生活物資

品　　目	品　　　　　　名
食　　料　　品	水、飲料、パン、バター、ジャム、レトルト食品、粉ミルク、缶詰、インスタント食品、お茶、小麦粉、醤油、砂糖、食用油、ハム、米、肉、魚、野菜、果物、弁当類
炊　事　用　具	ナベ、ヤカン、カセットコンロ、カセットガスボンベ、ナイフ
食　　器　　類	ほ乳ビン、はし、紙コップ、紙皿、茶碗
衣　　料　　品	下着、靴下、セーター
光　熱　材　料	ろうそく、マッチ、ライター、灯油
寝　　具　　類	毛布、タオルケット
日　用　雑　貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、生理用品、洗面用具、マスク、医薬品
そ　　の　　他	懐中電灯、乾電池、バケツ、軍手、ガムテープ、タオル、靴、ビニール袋、飲料用ポリタンク、ノート、ラップ、使い捨てカイロ、蚊取り線香

様式１

第　　　　　　　　号
平成　　年　　月　　日

秋田市民消費生活協同組合
　　○　　○　　○　　○　　様

秋田市長　○　○　○　○　印

生活物資供給要請書

　災害時における生活物資の供給協力等に関する協定第２条の規定に基づき、次のとおり生活物資の供給を要請します。

　　　納入場所

品　　　名	数　　量	備　　　　　考

《資　料》

協定実施に関する要請フロー

資料８－４　災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター（以下「乙」という。）およびイオン株式会社ジャスコ御所野店（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙および丙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、乙および丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙および丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 乙および丙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。

(2) 乙および丙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。

(3) 乙および丙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。

(4) 乙および丙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

２　甲、乙および丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第３条　前条第１項第３号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙および丙との協議等により決定するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　第２条の規定に基づく甲、乙および丙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第５条　甲、乙および丙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあってはイオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター管理課長、丙にあってはイオン株式会社ジャスコ御所野店店長とする。
３　甲、乙および丙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（経費の負担）
第６条　第２条第１項および第２項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）
第７条　第２条第１項および第２項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷しもしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙および丙とは、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）
第８条　甲、乙および丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は、平成18年５月24日から平成19年３月31日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲、乙および丙が協議し異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に１年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義等の決定）
第10条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成18年５月24日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　佐　竹　敬　久

秋田市御所野地蔵田一丁目１番１号
乙　イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー　　佐 々 木　真 人

秋田市御所野地蔵田一丁目１番１号
丙　イオン株式会社ジャスコ御所野店
店　長　　平　　　光　　一

別　表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1　優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品　　　　名
・容器入り水、飲料
・パン（菓子パン、調理パン、食パン）
・牛乳
・果物（バナナ等）
・レトルト食品
・粉ミルク

2　状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品　　　　名	品　　　　名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3　上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料８－５　災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ土崎港店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。

(2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。

(3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。

(4) 乙の店舗において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

２　甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資の決定および引取）

第３条　前条第１項第３号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

２　前項により決定した乙が供給する応急生活物資は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認のうえ引取るものとする。

（協力要請の手続）

第４条　第２条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第５条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあっては店長とする。

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要

な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（経費の負担）
第６条　第２条第１項および第２項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）
第７条　第２条第１項および第２項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷しもしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）
第８条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は、平成18年７月31日から平成19年３月31日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から文書にて更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に１年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義等の決定）
第10条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成18年７月31日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　佐　竹　敬　久

秋田市土崎港南二丁目３番41号
乙　イオン株式会社ジャスコ土崎港店
店　　長　　伊　藤　智　之

別　表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1　優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品　　　　名
・容器入り水、飲料 ・パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・牛乳 ・果物（バナナ等） ・レトルト食品 ・粉ミルク

2　状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品　　　　名	品　　　　名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3　上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

別表資料

協定の実施に関するフロー及び緊急連絡体制

資料８－６　災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）および株式会社秋田ダイドー（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙および丙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙および丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙および丙の事業所において保有する飲料を供給すること。

(2) 乙および丙の事業所において保有する飲料を甲の指定する納入場所に搬送すること。

(3) 乙および丙の指定した拠点において飲料を提供すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙および丙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

３　前各項の規定にかかわらず甲、乙および丙は、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　第２条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、品目および数量、その他の必要事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　前項ただし書きの場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第４条　第２条第１項第１号および第２号の規定により供給される飲料の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙および丙の助言を得て甲が決定するものとする。

２　第２条第１項第１号の規定に基づく供給に当たっては、災害対策本部輸送班である甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ引き取るものとする。また、同項第２号の規定による乙および丙が搬送する場合にあっては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第５条　乙および丙は、第２条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに品目、数量、日時、納入場所およびその他の必要事項について甲に報告しなければならない。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲、乙および丙が協議して決定するものとする。ただし、同条第１項第３号の規定による応急活動に要した経費は乙および丙の負担とする。

（連絡責任者）

第７条　甲、乙および丙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては秋田営業所長、丙にあっては社長とする。

３　甲、乙および丙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第８条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲、乙および丙は、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲、乙および丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必用な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定書の有効期間は、平成20年８月28日から平成21年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙および丙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成20年８月28日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋 田 市 長　　佐　竹　敬　久

青森市第二問屋町二丁目７番19号
乙　ダイドードリンコ株式会社 青森支店
支　店　長　　中　村　政　行

秋田市御野場二丁目１番７号
丙　株式会社 秋田ダイドー
代表取締役社長　松　本　　　大

資料８－７　災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東北株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活　物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に　係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。

(2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。

(3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給し、又は甲の指示した避難所等に応急生活物資を輸送すること。

(4) 乙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

２　甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第３条　前条第１項第３号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　第２条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第５条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあってはマックスバリュ東北株式会社総務部長とする。

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条第１項および第２項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）

第７条　第２条第１項および第２項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷しもしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第８条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、平成18年５月24日から平成19年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲と乙とが協議し双方異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に１年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義等の決定）

第10条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成18年５月24日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　佐竹敬久

秋田市土崎港北一丁目６番25号
乙　マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長　反田悦生

別　表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1　優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品　　　　　名
・容器入り水、飲料 ・パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・牛乳 ・果物（バナナ等） ・レトルト食品 ・粉ミルク

2　状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品　　　　　名	品　　　　　名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3　上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料８－８　災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合秋田卸センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資の供給その他の災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第１項の災害対策本部を設置し、乙に対し乙の組合員が所有する応急対策に要する生活物資および資機材（以下「生活物資等」という。）の確保および供給の協力を要請したときをもって発動するものとする。

（協力を要請できる事項）

第３条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 生活物資等を提供すること。

(2) 生活物資等を甲の指定する納入場所に搬送すること。

(3) 乙の組合員が所有する施設（駐車場を含む。）を避難時における地域住民の一時集合場所として乙の組合員の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（生活物資等の種類）

第４条　災害時において、甲が乙に対し協力を要請する際の生活物資等の種類については、別表に掲げる品目のうちから、被害の状況に応じ、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（協力要請の手続）

第５条　第３条の規定による甲と乙との協力の要請は、生活物資等供給要請書（別記第１号様式）により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、事後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第６条　乙は、甲からの要請に応じて生活物資等の供給を行ったときは、速やかに生活物資等供給報告書（別記第２号様式）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては協同組合秋田卸センター事務局常務理事とする。

２　甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

（経費の負担）

第８条　第５条各項の規定による要請に応じて実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）

第９条　第５条各項の規定による要請に応じて災害応急活動に従事した者が、当該災害応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲および乙が誠意をもって協議するものとする。

（協議）

第10条　この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、平成22年10月13日から平成23年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成22年10月13日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市卸町三丁目６番３号
乙　協同組合秋田卸センター
理 事 長　桑　原　　　功

（別記　第１号様式）

第　　号
年　　月　　日

協同組合秋田卸センター
理事長　　　　　　　様

秋田市長

生活物資等供給要請書

「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」第５条の規定に基づき、次のとおり生活物資等の供給を要請します。

記

１　搬入場所

２　搬入日時　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時

３　要請物資　　下記のとおり

No.	生活物資等名称	規　格	数　量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者　秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

（別記　第２号様式）

年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　様

協同組合　秋田卸センター
理事長　　　　　　　　印

生活物資等供給報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号により協力要請のあった「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」第６条の規定に基づく生活物資等供給活動が完了したので報告します。

記

生活物資等供給内容

No.	生活物資等名称	規　格	要請数量	供給数量	納入場所（搬送先）	備考（納入日時等）

連絡責任者　協同組合秋田卸センター
常務理事
電　話　018-863-1902
ＦＡＸ　018-862-5398

別　表

生活物資の種類

(1) 生活必需品

区　分	支　給　物　資
外　衣	洋服、作業衣、子供服等
肌　着	シャツ、パンツ等
寝　具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘、テーブル等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食　器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート、雨除け用フィルム、トイレクイッポン等
光熱材料	マッチ、ローソク、保温シート等（※灯油およびプロパンガスを除く。）

(2) 食料品

区　分	供　給　食　料
主食用	弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等（※米穀を除く。）
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ等 （※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものに限る。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲　料	容器入り水、牛乳、緑茶、コーヒー、紅茶その他の飲料
菓子類	菓子および珍味

(3) 機材・役務

区　分	供　給　機　材　・　役　務
機　材	非常用トイレ、災害用品一式、鉄パイプ、土のう袋、車輌運搬具等
役　務	交通誘導員の配置、労力、保管機能としての倉庫、広報等のチラシ作成等
その他	ぬいぐるみ系、絵本、ペットフード、飼料等

資料８－９　災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン秋田営業所（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第１号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

２　乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第４条　乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第２号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第５条　本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

２　前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第６条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は１年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）
第８条　この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の１箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（補則）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成20年７月15日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　佐　竹　敬　久

秋田市川尻町字大川反170番67号
乙　株式会社レンタルのニッケン秋田営業所
所長　　　　釜　谷　万　寿　夫

様式第１号（第３条関係）

仮設トイレ確保要請書

平成　　年　　月　　日

様

秋田市○○部　○○○○課
発信者

電話　○○○－○○○○
FAX　○○○－○○○○

災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。

仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	

設置場所の地図

○○課確認欄（秋田市担当者が記入）
協力要請　□ 平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
（要請方法：　要請書手渡し　・　口頭　・　電話　・　ﾒｰﾙ　・　その他（　　　　　））
確保（設置）報告 □ 平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分

様式第２号（第４条関係）

仮設トイレ確保報告書

平成　　年　　月　　日

（あて先）　秋 田 市 長

会社名
（担当者氏名および電話番号）

災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成　年　月　日付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報告します。

避難場所への仮設トイレ設置完了日時	平成　　年　　月　　日（　　） 午前・午後　　時　　分頃
避難場所の施設等の名称	
設置した仮設トイレの基数・設置場所の詳細	※　設置場所の詳細については、略図を添付。

備　　考

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）

１　設置場所の区分
☐ 学校グラウンド　☐ 公園　☐ 球場・競技場　☐ その他（　　　　　）

２　設置の状況
☐ 良好　☐ 不良　☐ 設置数量の不足　☐ その他（　　　　　）

特記事項

資料８－１０　災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と企業組合秋田北部清掃興業（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第１号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

２　乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第４条　乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第２号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第５条　本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

２　前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第６条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は１年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第８条　この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の１箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（補則）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成20年７月15日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　佐　竹　敬　久

秋田市土崎港西二丁目10番20号
乙　企業組合秋田北部清掃興業
理事長　　　長　崎　雄　二

様式第１号（第３条関係）

仮設トイレ確保要請書

平成　年　月　日

様

秋田市○○部　○○　課
発信者
電話　000－0000
FAX　000－0000

災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。

仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	

設置場所の地図

○○課確認欄（秋田市担当者が記入）
協力要請　□ 平成　年　月　日　午前・午後　時　分
（要請方法：　要請書手渡し　・　口頭　・　電話　・　ﾒｰﾙ　・　その他（　　））
確保（設置）報告 □ 平成　年　月　日　午前・午後　時　分　様

式第２号（第４条関係）

仮設トイレ確保報告書

平成　年　月　日

（あて先）　秋 田 市 長

会社名
（担当者氏名および電話番号）

災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成　年　月　日付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報告します。

避難場所への仮設トイレ設置完了日時	平成　年　月　日（　） 午前・午後　時　分頃
避難場所の施設等の名称	
設置した仮設トイレの基数・設置場所の詳細	※　設置場所の詳細については、略図を添付。

備　　考

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）

1　設置場所の区分
☐ 学校グラウンド　☐ 公園　☐ 球場・競技場　☐ その他（　　　）

2　設置の状況
☐ 良好　☐ 不良　☐ 設置数量の不足　☐ その他（　　　）

特記事項

資料８－１１　災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第１号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

２　乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第４条　乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第２号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第５条　本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

２　前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第６条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は１年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）
第８条　この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の１箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（補則）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成20年７月15日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　佐　竹　敬　久

千葉県市川市原木2498番
乙　日野興業株式会社
取締役社長　積　田　喜　一

様式第１号（第３条関係）

仮設トイレ確保要請書

平成　　年　　月　　日

様

秋田市○○部　○○　　課
発信者

電話　000－0000
FAX　000－0000

災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。

項目	内容
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	

設置場所の地図

○○課確認欄（秋田市担当者が記入）
協力要請　□ 平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
（要請方法：　要請書手渡し　・　口頭　・　電話　・　ﾒｰﾙ　・　その他（　　　　　））
確保(設置)報告 □ 平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分

様式第２号（第４条関係）

仮設トイレ確保報告書

平成　　年　　月　　日

（あて先）　秋 田 市 長

会社名
（担当者氏名および電話番号）

災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成　年　月　日付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報告します。

避難場所への仮設トイレ設置完了日時	平成　　年　　月　　日（　　） 午前・午後　　時　　分頃
避難場所の施設等の名称	
設置した仮設トイレの基数・設置場所の詳細	※　設置場所の詳細については、略図を添付。

備　　考

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）

１　設置場所の区分
☐ 学校グラウンド　☐ 公園　☐ 球場・競技場　☐ その他（　　　　　）

２　設置の状況
☐ 良好　☐ 不良　☐ 設置数量の不足　☐ その他（　　　　　）

特記事項

資料８－１２　災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と、企業組合秋田北部清掃興業、五大産業株式会社、有限会社秋田衛生社、秋田環境システム株式会社、有限会社千秋産業および株式会社河辺清掃社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害およびこれに類する緊急の事態（以下「災害等」という。）が秋田市域において発生した場合のし尿および浄化槽汚泥の収集並びに運搬に関する協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「収集運搬業務」とは、秋田市域において災害等が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、甲が指定する日時および場所において、乙が自ら保有する車両を用いて行うし尿および浄化槽汚泥の収集並びに運搬の業務をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害等が発生し、収集運搬業務が必要となった場合、乙に対し、収集運搬業務要請書（様式第１号）により収集運搬業務を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後において速やかに収集運搬業務要請書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の要請を受けて収集運搬業務を行ったときは、収集運搬業務報告書（様式第２号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費負担）

第５条　災害等が発生した日から起算して概ね７日を経過するまでの間（以下初期活動期間という。）に行った収集運搬業務に要する経費は、乙の負担とする。

２　初期活動期間が経過した後に行った収集運搬業務に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

３　乙は、前項に規定する経費の負担の額を、災害等の発生直前における適正な価格等の基準により算出して甲に請求し、甲は請求のあった日から３０日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第６条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、同一の内容をもって更新され、その後も同様とする。

（解約）

第８条　この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の１箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（補則）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書７通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年　８月　６日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市土崎港西二丁目10番20号
乙　企業組合　秋田北部清掃興業
理事長　　　長　崎　雄　二

秋田市茨島一丁目２番８号
五大産業　株式会社
代表取締役　　笹　　　令

秋田市檜山川口境18番11号
有限会社　秋田衛生社
代表取締役　篠　田　和　夫

秋田市御所野湯本二丁目１番５号
秋田環境システム株式会社
代表取締役　鎌　田　　茂

秋田市牛島東二丁目１番10号
有限会社　千秋産業
代表取締役　鎌　田　義　弘

秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43
株式会社　河辺清掃社
代表取締役　戸 井 田 喜 美 雄

様式第１号（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">収集運搬業務要請書
年　　月　　日
　　　　　　　　　　　　　　　　　様
秋田市○○部　○○○　課
発信者
電話　000-0000
FAX　000-0000

災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書に基づき、次のとおり収集運搬業務について協力を要請します</td></tr>
<tr><td>収集運搬業務を行う場所の住所</td><td>秋田市</td></tr>
<tr><td>その場所の施設等の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">収集運搬業務場所の地図</td></tr>
<tr><td colspan="2">○○課確認欄（秋田市担当者が記入）
協力要請　□　　　　年　月　日　午前・午後　時　分
要請方法：要請書手渡し・口頭・電話・電子メール・その他（　　　　　）
業務報告　□　　　　年　月　日　午前・午後　時　分</td></tr>
</table>

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）秋　田　市　長

会社名

（担当者名および電話番号）

収集運搬業務報告書

くみ取り日時	くみ取り施設等の名称	くみ取り量（ＫＬ）	備　考
年　月　日 午前・午後 年　月　日			
合　　計	－		

業務の確認（秋田市担当者が記入）
１　くみ取り施設等の区分 □学校グラウンド　□公園　□球場・競技場　□その他（　　　　）
２　くみ取り業務の状況 □良　好　□不　良　□その他（　　　　　　　　　　）
特記事項

資料８－１３　災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を供給すること。

(2) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を甲の指定する納入場所に搬送すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、機材供給要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取等）

第４条　第２条第１項第１号および第２号の規定により供給される機材の品目、数量等は別表に掲げるものから被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

２　前項により決定した機材の引取りは、第２条第１項第１号の規定により供給される場合にあっては、甲が機材の引取りのため派遣する甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第２号の規定により乙が搬送する場合にあっては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

３　レンタル期間が終了した機材の返却については、前項に準じて甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定による協力要請に応じて応急活動に要する機材のレンタルを開始したときは機材納入報告書（別記様式第２号）、機材のレンタルが終了したときは機材レンタル終了報告書（別記第３号様式）を速やかに甲に提出しなければならない。

２　機材納入報告書および機材レンタル終了報告書の提出にあたっては、前条第２項および第３項に定める者が機材の引取又は返却を確認した旨の署名又は押印した書類もしくはその写し（以下「確認書類等」という。）を添付するものとし、確認書類等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める各報告書の機材供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費等の負担）

第６条　第２条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては東北支店秋田ブロック長とする。

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第８条　この協定に基づき実施した応急活動により、乙が、第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決にあたるものとする。

（負傷等の補償）

第９条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第10条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとし、訓練に要する費用の負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定書の有効期間は、平成21年１月14日から平成21年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成21年１月14日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋 田 市
秋 田 市 長　　佐　竹　敬　久

東京都中央区日本橋三丁目12番２号
乙　朝日ビルヂング７Ｆ
株式会社 アクティオ
代表取締役社長　小　沼　光　雄

別記　第１号様式

平成　　年　　月　　日
時　　分

株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長
様

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　印

機材供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第３条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

１　要　請　事　項：機材のレンタル

２　レンタル期間：納入日より　　日間

３　機材供給要請内容

No.	機材名称	規格	数量	搬送先	備考(納入希望日時等)

連絡責任者　秋田市災害対策本部 防災対策班
○○部○○○○課
課　長
電　話　018-○○○-○○○○
ＦＡＸ　018-○○○-○○○○

別記　第２号様式

平成　　年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　　　　宛

株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長
印

機材納入報告書

平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第２条の規定に基づく機材の供給が完了したので、同第５条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	要請数量	供給数量	搬送先	備考(納入日時等)

連絡責任者　株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電　話
ＦＡＸ

別記　第３号様式

平成　　年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　　宛

株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長
印

機材レンタル終了報告書

平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第５条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	供給数量	搬送先	レンタル期間
					年　月　日～　年　月　日

連絡責任者　株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電　話
ＦＡＸ

別　表

災害時における供給レンタル機材（供給想定品目）一覧

1　優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される機材）

品　　　　　　　名
・投光機、エンジン搭載式投光器
・発電機（小型、中型、大型）
・投光車
・電源車
・ストーブ類
・移動式トイレ

2　状況に応じて供給が想定される機材

品　　　　　　　名	品　　　　　　　名
シャワーユニット	道路機械（道路カッター等）
空調機	道路メンテナンス（バリケード等）
クーラー	レンタカー
無線機	荷役機械（フォークリフト等）
衛星携帯電話	掃除機
掘削機械（バックホー等）	工具類（草刈機等）
運搬機械（ホイールローダ等）	水中ポンプ類
整地機械（ブルドーザ等）	

3　上記以外の機材（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ決定する機材）

資料８－１４　災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。

(2) 乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。

(3) 乙および乙の関係事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第４条　第２条第１項第１号および第２号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

２　前項により決定した資機材等の引取りは、第２条第１項第１号の規定により供給される場合にあっては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第２号の規定により乙が搬送する場合にあって

は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（別記第２号様式）に前条第２項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

２　受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第１項第３号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては事務局責任者とする。

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第８条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定書の有効期間は、平成21年１月14日から平成21年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第11条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成21年１月14日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　佐　竹　敬　久

新潟市南区清水4501番地１
乙　ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
理 事 長　　　捧　　賢　一

（別記 第１号様式）

防　対　第　　　　号
平成　　年　　月　　日
時　　分

ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
理事長　　　　　　　　　　様

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　　　　印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第３条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所（搬送先）	備考（納入希望日時等）

連絡責任者　秋田市災害対策本部 防災対策班
○○部　○○　課長
電　話　018-000-0000
ＦＡＸ　018-000-0000

（別記 第２号様式）

平成　　年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　　　宛

ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
理事長　　　　　　　　　　　印

資機材等供給報告書

平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動が完了がしたので、同第５条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所（搬送先）	備考（納入日時等）

連絡責任者　ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
事務局責任者
電　話　025-371-4112
ＦＡＸ　025-371-4151

資料８－１５　災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。

(2) 乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。

(3) 乙の管理する事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させるとともに、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第４条　第２条第１項第１号および第２号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

２　前項により決定した資機材等の引取りは、第２条第１項第１号の規定により供給される場合にあっては、甲が引取りのために派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第２号の規定により乙が搬送する場合にあって

は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（別記第２号様式）に前条第２項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に提出しなければならない。

２　受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第１項第３号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては人事総務部長とする。

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第８条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定書の有効期間は、平成21年１月14日から平成21年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）
第11条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成21年１月14日

秋田県秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋 田 市 長　　佐　竹　敬　久

青森県八戸市根城六丁目22番10号
乙　株式会社サンデー
代表取締役社長　和　田　正　徳

別記　第１号様式

防　対　第　　　　号
平成　　年　　月　　日
時　　分

株式会社サンデー
役職名　　　　　　　　　　　様

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　　　　印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第２条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者　秋田市災害対策本部 防災対策班
○○部　○　○　課
課　長
電　話　018-000-0000
ＦＡＸ　018-000-0000

別記　第２号様式

平成　　年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　　　　　宛

株式会社サンデー
役職名　　　　　　　　　　印

資機材等供給報告書

平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動が完了したので、同第５条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所（搬送先）	備考（納入日時等）

連絡責任者　株式会社サンデー
人事総務部長
電　話　0178-47-8511
ＦＡＸ　0178-47-8521

資料８－１６　災害時(非常時)における応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　雄和町(以下「甲」という。)と、仙北西部漁業協同組合(以下「乙」という。)は、雄和町及びその周辺で大規模災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、「甲」の要請により、「乙」は協力・応援を行い、もって人命救助、物資運搬等を緊急に実施できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡窓口）

第２条　「甲」と「乙」は、あらかじめ応援協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互連絡するものとする。

（応援手続）

第３条　応援を要請する「甲」は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当者を通じて電話、ファクシミリ又は電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 災害の概要と応援要請の事由

(2) 応援を必要とする時間（期間）

(3) 応援の場所及び活動内容

(4) その他、応援活動上の参考事項

（応援の種類）

第４条　「乙」の救援活動の内容は、通常次のとおりとする。

(1) 人員及び物資の緊急輸送

(2) 人員及び物資の捜索

(3) その他、特に要請のあった事項

（経費負担）

第５条　応援に要した経費は、「甲」の負担とする。

２　応援を要請した「甲」が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ「甲」から依頼があった場合には「乙」が当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（協定終了）

第６条　この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、この場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。ただし、いずれかに負担義務等がある場合は、その精算後に協定は終了するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、両者が、協議して決定する

ものとする。

附　則

この協定は、平成10年６月８日から効力を生ずる。

平成10年６月８日

甲　雄　　　　　和　　　　　町　　　　　長
乙　仙北西部漁業協同組合代表理事組合長

資料８－１７　災害非常通信の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市役所アマチュア無線クラブ会長千田明（以下「乙」という。）とは、電波法（昭和25年法律第131号）第５２条第４号による非常通信の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害情報の収集および伝達について、防災担当課を通じて乙に協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請をうけた場合、電波法および関係法令の範囲内において、災害情報の収集および伝達について甲に協力するものとする。

（無線機械の貸与等）

第２条　前条の通信業務を行うため、甲は、甲が市庁舎内に設置する無線機械を基地局として、乙に無償で貸与するものとする。

２　前項の無線機械の保守管理は、乙が行うものとする。

３　甲は、甲が必要と認める範囲内で、乙が第１項の無線機械を通信業務の訓練等に使用することを認めるものとする。

（経費負担等）

第３条　第１条の通信業務の実施に要した経費のなかで、甲が必要と認めた経費については、甲の負担とする。

２　第１条の通信業務の実施の際に、乙に所属する市職員およびその所有する無線機械、車両、その他物件に生じた乙の責めによらない損害については、甲が補償するものとする。

（名簿の提出）

第４条　第１条の通信業務を円滑に行うために、乙は、毎年４月１日現在に乙に所属する市職員の名簿を甲に提出することとする。

　また、乙に所属する市職員の住所、電話番号等の記載事項に変更があった場合、乙は、甲に遅滞なく報告することとする。

（協定に定めのない事項）

第５条　この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

昭和５９年３月１７日

　　秋田市山王一丁目１番１号
甲　　秋　田　市
　　　秋田市長　高 田 景 次

　　秋田市山王一丁目１番１号
乙　　秋田市役所アマチュア無線クラブ
　　　会　　長　千　田　　明

資料８－１８　非常災害時における協力に関する協定書

（趣旨）

第１条　雄和町（以下「甲」という。）と、高尾山アマチュア無線中継局管理団体（以下「乙」という。）は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、災害情報等を正確迅速に情報及び伝達するため、この協力協定を締結する。

（協力要請）

第２条　「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

（協力体制）

第３条　「乙」は、電波法第52条第４号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

（守秘義務）

第４条　「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

（経費負担）

第５条　この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

（付則）

第６条　この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

（協定の終了）

第７条　この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。

平成８年12月17日

甲　雄和町妙法字上大部４８－１
雄　和　町　長

乙　雄和町相川字銅屋２３２－１
高尾山アマチュア無線中継局管理団体

資料８－１９　災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県造園協会秋田支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、車道および歩道上の倒木又は通行の障害となる樹木の撤去、その他の応急措置の業務に従事すること。

(2) 工作隊を組織し、消防等が行う救助、捜索、その他人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。

(3) 乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、倒木や倒壊建物又はがれき等により閉じこめられた者の救助に関する業務に従事させること。

(3) 乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。

(4) 被害状況の調査に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　甲は、事態が急迫して前項の協力要請をするいとまがないと判断する場合は、直接乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

３　甲は、第１項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第４条　前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項において

「工作隊等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第２項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第３項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第３条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出動報告書（別記第２号様式）により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書（別記第３号様式）により甲に報告しなければならない。ただし、各報告書様式の必要事項を全て充たす内容である場合は、乙が独自に作成したものであっても差し支えないものとする。

（経費の負担）

第６条　第３条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第２条第１項第４号の被害状況の調査に関しては甲から特別の指示があった場合を除き乙の負担とする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長とし、乙にあっては総務運営委員長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第２条第１項第１号に規定する業務のうち車道および歩道上の倒木ならびに通行の障害となる樹木の撤去に関しては、建設部道路維持課長

(2) 第２条第１項第２号に規定する業務のうち救助等の消防が行う業務に関しては、消防本部警防課長

(3) 第２条第１項第１号に規定する業務のうちその他の応急措置の業務および同項第２号に規定する業務のうち消防が行うものを除く業務から第５号に規定する業務に関しては、当該業務を所管する部局等の連絡調整課長

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第８条　この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第９条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に従い補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第10条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定書の有効期間は、平成21年７月３日から平成22年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成21年７月３日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市山王五丁目７番６号
乙　社団法人　秋田県造園協会秋田市支部
支 部 長　　佐々木　吉　広

（別記　第１号様式）

○○　第　　　　号
年　　月　　日

社団法人　秋田県造園協会秋田支部
支部長　○　○　○　○　　様

秋田市長　○　○　○　○　　印

応 急 活 動 要 請 書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第３条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

１ 日　　時　　　　平成　　年　　月　　日　　時　　分　から

２ 場　　所

３ 業務内容

４ 人　　員

５ 資 機 材

６ そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 ○○班 ○○部○○課 課　長　（　　　　） 電　話　018-000-0000 ＦＡＸ　018-000-0000

（別記　第２号様式）

年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
　秋田市長　○　○　○　○　　宛

社団法人　秋田県造園協会秋田支部
支部長　○　○　○　○　　印

応 急 活 動 出 動 報 告 書

平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第５条に基づき報告します。

記

１ 出動時刻　　　　平成　　年　　月　　日　　　時　分

２ 場　　所

３ 業務内容

４ 人　　員

５ 資 機 材

６ そ の 他

連絡責任者	社団法人　秋田県造園協会
	秋田市支部
	総務運営委員長（　　　　　）
	電　話　018-866-8656
	ＦＡＸ　018-866-8657

（別記　第３号様式）

年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
　秋田市長　○　○　○　○　　宛

社団法人　秋田県造園協会秋田支部
支部長　○　○　○　○　　印

応 急 活 動 終 了 報 告 書

平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第５条に基づき報告します。

記

１ 応急活動期間　　平成　年　月　日　時　分　から
　　　　　　　　　平成　年　月　日　時　分　迄

２ 場　　所

３ 応急活動内容

４ 現場責任者

５ 人　　員

６ そ の 他

連絡責任者　社団法人　秋田県造園協会 　　　　　　　　　　　秋田市支部 　　　　　　総務運営委員長（　　　　　） 　　　　　　電　話　018-866-8656 　　　　　　ＦＡＸ　018-866-8657

資料８－２０　災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、道路上の障害物の除去、道路の破損箇所、その他の応急措置の業務に従事すること。

(2) 工作隊を組織し、消防等が行う救助、捜索、その他人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。

(3) 乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。

(4) 被害状況の調査に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　甲は、事態が急迫して乙により工作隊を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

３　甲は、第１項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第４条　前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項において「工作隊等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員もしくは消防職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律

第223号)第63条第２項および第３項ならびに同法第64条第７項および第８項の規定により警察官もしくは海上保安官又は自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出動報告書（別記第２号様式）により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書（別記第３号様式）により甲に報告しなければならない。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第２条第１項第４号の被害状況の調査業務に関しては甲から特に要請又は指示がある場合を除き乙の負担による協力業務とする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第２条第１項第１号に規定する道路上の障害物の除去および道路の破損箇所の応急措置に関しては、建設部道路維持課長。

(2) 前号に規定する業務を除く第２条第１項第１号に規定するその他の応急措置の業務および同項第３号から第５号に規定する業務のうち建設部の所管に属するものに関しては建設総務課長、都市整備部の所管に属するものに関しては都市総務課長および農林部の所管に属するものに関しては農林総務課長。

(3) 第２条第１項第２号に規定する業務に関しては、消防本部警防課長。

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第８条　この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第９条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保

険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第10条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定書の有効期間は、平成21年１月14日から平成21年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成21年１月14日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　佐　竹　敬　久

秋田市山王二丁目10番４号
乙　社団法人　秋田市建設業協会
会　　長　　三　浦　伸一郎

（別記 第１号様式）

○○　第　　　　号
年　　月　　日

社団法人 秋田市建設業協会
会　長　○　○　○　○　　様

秋田市長　○　○　○　○　　印

応急活動要請書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第３条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

１ 日　　時　　　平成　年　月　日　時　分　から

２ 場　　所

３ 業務内容

４ 人　　員

５ 資機材

６ その他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 ○○班
	○○部○○課
	課　長　（　　　　　）
	電　話　018-000-0000
	ＦＡＸ　018-000-0000

（別記 第２号様式）

年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
　秋田市長　○　○　○　○　　宛

社団法人 秋田市建設業協会
会　長　○　○　○　○　　印

応 急 活 動 出 動 報 告 書

平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第５条に基づき報告します。

記

１ 出動時刻　　　平成　年　月　日　　　時　分

２ 場　　所

３ 応急活動内容

４ 現場責任者

５ 人　　員

６ そ の 他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長　（　　　　　）
	電　話　018-864-0220
	ＦＡＸ　018-864-0316

（別記 第３号様式）

年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
　秋田市長　○　○　○　○　　宛

社団法人 秋田市建設業協会
会　長　○　○　○　○　　印

応急活動終了報告書

　平成　年　月　日付け防対第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第５条に基づき報告します。

記

１ 応急活動期間　　　平成　年　月　日　時　分　から
　　　　　　　　　　平成　年　月　日　時　分　迄

２ 場　　所

３ 応急活動内容

４ 現場責任者

５ 人　　員

６ そ の 他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長　（　　　　　）
	電　話　018-864-0220
	ＦＡＸ　018-864-0316

資料８－２１　災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人松寿会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）の発生時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が管理する社会福祉施設等をあらかじめ福祉避難所（身体等の状況が社会福祉施設等への入所又は医療機関への入院に至らない程度の者であって、避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）　第23条第１項第１号の収容施設をいう。以下同じ。）での生活において特別な配慮を要するもの（以下「特別な配慮を要する者」という。）のために特別な配慮がなされた避難所をいう。以下同じ。）として指定するとともに、その開設に関し基本的な事項を定めることにより、災害等の発生時における福祉避難所の迅速な開設および円滑な運営を図ることを目的とする。

（福祉避難所に指定する社会福祉施設等）

第２条　甲が災害等の発生時において開設する福祉避難所として乙が指定を受けることを承諾する乙の社会福祉施設等の名称および所在地は、次のとおりとする。

名　　　　称	所　在　地
特別養護老人ホーム松涛園	秋田市浜田字陳ケ原35番地31
養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ケ原15番地５
軽費老人ホーム（Ａ型）だいせん	秋田市新屋大川町17番３号

（対象者）

第３条　福祉避難所における受入れの対象となる者（以下「対象者」という。）は、特別な配慮を要する者およびその介護者とする。

（受入れの要請および受諾）

第４条　甲は、必要と認めるときは、災害等により自宅に居住することが困難となった特別な配慮を要する者およびその介護者について、第２条に掲げる社会福祉施設等における受入れを乙に要請するものとする。

２　乙は、前項の要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第５条　前条第１項の要請は、事前に福祉避難所における受入要請書（様式第１号）を乙に送付して行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により行うことができる。

２　甲は、前条第１項の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとす

る。
(1) 当該要請に係る対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2) 身元引受人の住所、氏名および連絡先

（福祉避難所の開設）
第６条　甲は、乙が第４条第１項の要請を受諾したときは、当該要請に係る福祉避難所を開設するものとする。
２　甲は、前項の規定により福祉避難所を開設しようとするときは、その旨を乙に通知するものとする。

（移送）
第７条　対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙に当該対象者の移送を要請することができるものとする。

（物資の調達および介護支援者の確保）
第８条　甲は、対象者に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、乙が対象者を適切に介護することができるよう、看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担）
第９条　第６条の規定により開設した福祉避難所の管理運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

（開設期間）
第10条　甲が福祉避難所を開設する期間は、７日以内とする。ただし、乙が承諾した場合は、これを延長することができる。

（受入可能人員等）
第11条　甲および乙は、この協定の締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の取扱い）
第12条　乙は、福祉避難所において受け入れた対象者の個人情報の取扱いについては、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に従い、当該対象者の権利利益を侵害することがないよう適切に取り扱わなければならない。

（協定の有効期間）
第13条　この協定の有効期間は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までとする。た

だし、甲又は乙から期間満了の１か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がなされない場合は、期間満了の日の翌日から１年間更新されたものとし、更新後についても、同様とする。

（協議）

第14条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年３月30日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市浜田字陳ケ原15番地５
乙　社会福祉法人松寿会
理事長　本　間　　　智

（様式第１号）

福　推　室　第　　　号
平成　　年　　月　　日

（法人・団体代表者あて）　様

秋田市長　穂　積　　　志

福祉避難所における受入要請書

「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」第４条第１項に基づき、貴法人（団体）が管理する下記の福祉避難所における対象者の受入れを要請いたします。

記

１　福祉避難所の名称　○○
　　福祉避難所の所在地　（秋田市○○）
２　開設予定期間　平成　年　月　日まで
　　※開設期間の延長について協議させていただく場合があります。
３　開設準備および対象者の受入れに関する連絡調整窓口

秋田市災害対策本部福祉班
（秋田市福祉総務課）
福祉避難所連絡員　○○　又は　○○
TEL　018-866-2090　FAX　018-866-2417

担　当　秋田市災害対策本部福祉班
（秋田市福祉総務課内）
○○
TEL　018(866)2090
FAX　018(866)2417

資料８－２２　災害時における福祉避難所の開設等に関する協定締結先一覧

（すべて平成24年３月30日締結、平成26年１月９日現在）

【社会福祉法人】

No.	協定書（前文）	協定書（第２条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地		
1	社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会養護老人ホーム	秋田市旭南一丁目5番6号	老	中央
		秋田市旭南老人デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目8番12号	老	中央
		秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和	秋田市川元小川町1番8号	障	中央
2	社会福祉法人秋田県厚生協会	特別養護老人ホーム高清水寿光園	秋田市寺内後城6番41号	老	北
		特別養護老人ホーム南寿園	秋田市上北手猿田字後谷地108番地3	老	南
		障害者支援施設雄高園	秋田市雄和戸賀沢字金山沢89番地29	障	南
3	社会福祉法人えびす会	特別養護老人ホーム海松園	秋田市下新城中野字街道端西233番地47	老	北
4	社会福祉法人晃和会	特別養護老人ホーム太平荘	秋田市太平八田字藤の崎231番地の３	老	東
		太平荘ショートステイセンター	秋田市太平八田字藤の崎231番地の３	老	東
		秋田市川口老人デイサービスセンター	秋田市楢山登町10番64号	老	中央
		ひだまりデイサービスセンター	秋田市東通仲町４番１号	老	東
		障害者支援施設ひだまり	秋田市東通仲町４番１号	障	東
		本道の街ショートステイセンター	秋田市柳田字川崎138番地	老	東
		本道の街デイサービスセンター	秋田市柳田字川崎138番地	老	東
		デイサービス本道の街ゆったり館	秋田市柳田字川崎138番地	老	東
5	社会福祉法人松寿会	松寿会特別養護老人ホーム松涛園	秋田市浜田字陳ケ原35番地31	老	西
		養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ケ原15番地5	老	西
		軽費老人ホーム（A型）だいせん	秋田市新屋大川町17番3号	老	西
6	社会福祉法人ともしび会	特別養護老人ホーム光峰苑	秋田市添川字鶴木台65番地３	老	東
		光峰苑デイサービスセンター	秋田市添川字鶴木台65番地３	老	東
		光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台65番地３	老	東
		ショートステイケアホテルほどの	秋田市保戸野すわ町8番24号	老	中央
7	社会福祉法人幸楽会	特別養護老人ホーム幸楽園	秋田市上新城中字片野4番地	老	北
		ショートステイ幸楽園	秋田市上新城中字片野4番地	老	北
		秋田市外旭川老人デイサービスセンター	秋田市外旭川字鳥谷場136番地	老	北
8	社会福祉法人秋田中央福祉会	特別養護老人ホーム金寿園	秋田市下新城笠岡字川向28番地	老	北
9	社会福祉法人秋田けやき会	特別養護老人ホームやすらぎホームけやき	秋田市御所野下堤五丁目１番5号	老	南
10	社会福祉法人新成会	特別養護老人ホーム新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西
		短期入所生活介護施設新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西
		通所介護施設新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西
		ケアハウス大地	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西
11	社会福祉法人旭川やすらぎ会	特別養護老人ホーム魁聖園	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東
		魁聖園短期入所生活介護事業所	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東
		魁聖園デイサービスセンター	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東
		魁聖園ケアハウス	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東
12	社会福祉法人いずみ会	特別養護老人ホームリンデンバウムいずみ	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央
		リンデンバウムいずみショートステイ	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央
		リンデンバウムいずみデイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央
		ケアハウススプリングヒル	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央
		ウェルビューいずみ老人デイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	老	中央
		ウェルビューいずみ障害福祉サービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	障	中央
		ウェルビューいずみ生活支援ハウス	秋田市泉菅野二丁目17番27号	老	中央
13	社会福祉法人河辺ふくし会	特別養護老人ホーム河辺荘	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	老	東
14	社会福祉法人雄和福祉会	特別養護老人ホーム花の家	秋田市雄和石田字苗代沢18番地	老	南
		デイサービスセンター緑水苑	秋田市雄和石田字苗代沢25番地１	老	南

No.	協定書（前文）	協定書（第２条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地		
15	社会福祉法人愛染会	介護老人保健施設あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染58番地	老	北
		デイサービスセンターあいらんど	秋田市飯島新町一丁目３番15号	老	北
		特別養護老人ホーム一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越229番地１	老	南
16	社会福祉法人桜丘会	介護老人保健施設桜の園	秋田市下北手梨平字登館８番地	老	東
		小規模多機能型居宅介護幸の家	秋田市南通亀の町12番22号	老	中央
		特別養護老人ホーム八橋	秋田市八橋イサノ一丁目２番４号	老	中央
17	社会福祉法人新秋会	特別養護老人ホームひなた	秋田市土崎港西三丁目11番5号	老	北
		ショートステイひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北
		デイサービスセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北
18	社会福祉法人北杜	障害者支援施設ほくと	秋田市下新城中野字街道端西11番地の1	障	北
		リフレッシュコア中通	秋田市中通四丁目3番23号	老	中央
19	社会福祉法人はまなす会	ケアハウス土崎	秋田市土崎港中央三丁目4番40号	老	北
		高齢者介護施設ぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地の59	老	中央
		小規模多機能ホーム日吉坂	秋田市新屋比内町７番４号	老	西
20	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会	秋田市河辺老人デイサービスセンター	秋田市河辺三内字外川原34番地２	老	東
		秋田市八橋老人デイサービスセンター	秋田市八橋南一丁目８番２号	老	中央
		秋田市老人福祉センター	秋田市八橋南一丁目８番２号	老	中央
21	社会福祉法人みその	みそのホームデイサービスセンター	秋田市寺内蛭根二丁目６番３４号	老	北
		マリアの家	秋田市寺内蛭根二丁目６番３４号	老	北
		みそのホームグループホーム	秋田市寺内蛭根二丁目６番３４号	老	北
22	社会福祉法人蹊仁会	ケアハウスファミリー園	秋田市桜一丁目４番21号	老	東
		社会福祉法人蹊仁会ファミリー園デイサービスセンター	秋田市桜一丁目４番21号	老	東
23	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	秋田県高清水園	秋田市上北手猿田字苗代沢14番地の1	障	南
		秋田県身体障害者更生訓練センター	秋田市新屋下川原町2番3号	障	西
24	社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会	秋田ワークセンター	秋田市下北手柳館字前田面134番地	障	東
25	社会福祉法人秋田育明会	ふきのとう	秋田市柳田字竹生168番地１	障	東
		竹生寮ぱれっとハウス	秋田市柳田字竹生168番地	障	東
		柳田新生寮	秋田市柳田字竹生197番地	障	東

【医療法人】

No.	協定書（前文）	協定書（第２条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地		
26	医療法人久幸会	介護老人保健施設ニコニコ苑	秋田市下新城中野字琵琶沼138番地１	老	北
		げんきハウス金足	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北
		げんきハウス下新城	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北
27	医療法人久盛会	指定相談支援事業所クローバー	秋田市飯島道東二丁目13番20号	障	北

【秋田県立特別支援学校】

No.	協定書（前文）	協定書（第２条）		種別	地区
	学校名	名称	所在地		
28	秋田県立盲学校	秋田県立盲学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢３番127	学	南
29	秋田県立聾学校	秋田県立聾学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢３番127	学	南
30	秋田県立秋田きらり支援学校	秋田県立秋田きらり支援学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢３番127	学	南
31	秋田県立栗田養護学校	秋田県立栗田養護学校	秋田市新屋栗田町10番10号	学	西

資料８－２３　災害等発生時における水道施設の応急復旧活動の応援に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と秋田管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他による災害及び大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、水道施設が被害を受けた場合における応急復旧活動の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、市民のライフラインである水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生時に被害を受けた水道施設の給水機能を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応援活動について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害等の発生時において実施する水道施設の応急復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧活動への応援を要請することができる。

２　甲は、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧活動に際し、乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧活動への応援を要請することができるものとするが、実施細目については、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に定める要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員及び資機材等、その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援活動及び指揮）

第４条　乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧活動を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う応急復旧活動に可能な限り協力するものとする。

２　前項による応急復旧活動への応援に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第５条　乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭又は電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基

準により、甲が負担するものとする。

2　前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

（労災及び損害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙が実施する応援活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2　甲の要請に基づき、乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ、対処するものとする。

（訓練）

第８条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の１か月以前に甲又は乙から変更又は解除の申し入れがないときは、さらに１年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成21年８月10日

甲　　秋田市川尻みよし町　１４番８号
秋田市上下水道局
上下水道事業管理者　　内　山　真　次

乙　　秋田市山王臨海町　３番１８号
秋田管工事業協同組合
理事長　　太　田　光　重

資料８－２４　災害発生時における下水道施設等の応急復旧活動の応援に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、下水道施設等が被害を受けた場合に行う管路調査その他の応急復旧活動の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、市民のライフラインである下水道施設等に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生時に被害を受けた下水道施設等の機能を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応援活動について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害等の発生時において実施する下水道施設等の応急復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により応援を要請する。ただし、文書によることが困難なときは、口頭又は電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被災場所又は応急対策を要する場所。
(2) 被災の概況
(3) 応援要請の内容
(4) その他必要な事項

（応援活動および指揮）

第３条　乙は、前条により甲の要請する応急復旧活動を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

２　前項による応急復旧活動への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第４条　乙は、前条の規定による要請に基づいて応急復旧活動を実施した場合には、その業務の内容および経過を、適宜甲に報告するものとする。

また、応急復旧活動についての応援を終了したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、甲に報告するものとする。

(1) 出動場所および出動期間
(2) 出動人員
(3) 使用した資機材
(4) その他必要な事項

（費用負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が応急復旧活動を応援した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、乙が応急復旧活動への応援に参加した乙の協会員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

（労災および損害補償）

第６条　甲の要請に基づき、乙が実施する応急復旧活動の応援において、乙の協会員およびその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、乙の協会員の労災保険により補償するものとする。

２　甲の要請に基づき、乙が実施する応急復旧活動の応援において、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ、対処するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに甲乙から変更又は解除の申出がない場合は、この協定はさらに１年間継続されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成21年10月30日

甲　秋田市上下水道事業管理者

内　山　真　次

乙　公益社団法人日本下水道管路管理業協会

東北支部　秋田県部会

部会長　山　岡　緑三郎

資料８－２５　災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市測量建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 被災状況の測量調査に関すること。

(2) 復旧工事のための設計に関すること。

(3) 被災情報の収集および連絡に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員からなる作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができないときは、口頭、電話等により行うことができるものとする。

２　甲は、事態が急迫して前項の規定による協力要請をするいとまがないときは、直接、乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

３　甲は、第１項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第４条　協力要請を受けて組織された作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、甲の当該業務を所管する部局等の課長又は現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第２項の規定により警察官もしくは海上保安官が市長の職権を行う場合又は同条第３項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

（応急活動の報告）

第５条　乙は、協力要請に応じ応急活動を実施するため出動したときは応急活動出動報告書（別記第２号様式）により、当該応急活動が終了したときは応急活動終了報告書（別記第３号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、乙は、これらの報告書により報告すべき事項を記載した書面を作成した場合は、これらの報告書に代えて、当該書面により報告することができるものとする。

（経費の負担）

第６条　乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第２条第１項第３号に規定する応急活動に要した経費については、甲から特に指示がある場合を除き、乙の負担とするものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接、乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

３　甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第８条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成24年12月28日から平成25年３月31日までとする。

２　前項の有効期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年12月28日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市山王中島町４番１号
乙　秋田市測量建設コンサルタント協会
会　　長　石　川　武　清

別記第１号様式

第　　　　号
年　　月　　日

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長　　　　　　　　　　　　　　　　様

秋田市長

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第３条の規定に基づき、応急活動に係る協力を下記のとおり要請します。

記

１　日　　時　　　　　　年　　月　　日　　　時　　分から

２　場　　所

３　業務内容

４　そ の 他

連絡責任者　秋田市災害対策本部　　　班
部　　課
課　長
電　話
ＦＡＸ

別記第２号様式

年　　月　　日

（宛先）秋田市災害対策本部長
　　　　秋田市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動出動報告書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号により協力要請のあった応急活動を実施するため、下記のとおり出動したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第５条の規定により報告します。

記

１　日　　時　　　　年　　月　　日　　時　　分

２　場　　所

３　応急活動内容

４　現場責任者

５　人　　員

６　そ の 他

連絡責任者　秋田市測量建設コンサルタント協会
　　　　　　事務局長
　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　）内
　　　　　　電　話
　　　　　　ＦＡＸ

別記第３号様式

年　　月　　日

（宛先）秋田市災害対策本部長
　　　　秋田市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動終了報告書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号により協力要請のあった応急活動が下記のとおり終了したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第５条の規定により報告します。

記

１　応急活動期間　　　年　　月　　日　　　時　　分から
　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　時　　分まで

２　場　　所

３　応急活動内容

４　現場責任者

５　人　　員

６　その他

連絡責任者　秋田市測量建設コンサルタント協会
　　　　　　事務局長
　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　）内
　　　　　　電　話
　　　　　　ＦＡＸ

資料８－２６　災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田電気工事協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合に災害対策上重要な施設等（以下「施設等」という。）における電気設備および電気機器等（以下「電気設備等」という。）に関して緊急の対応が必要であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 施設等の電気設備等に関する被害状況の調査

(2) 施設等における漏電による火災等および感電による人的被害の防止等のための応急措置

(3) 施設等における通電経路の確保のための応急措置

(4) 被災情報の収集および連絡

(5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　甲は、事態が急迫して乙により作業班を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

３　甲は、第１項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第４条　前条の規定に基づく要請を受けた作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、施設等を所管する部局等の課長又は、現地

における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第２項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第３項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）
第５条　乙は、第３条の規定による要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第２号様式）により甲に報告しなければならない。ただし、乙が独自に作成した書面が、報告書の各必要事項を充たす場合は、報告書に代えて提出することは差し支えない。

（経費の負担）
第６条　第３条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第２条第１項第４号の業務に関しては、甲から特別に指示がある場合を除き乙の負担とする。

（連絡責任者）
第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。
２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により施設等を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該施設等を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。
３　甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）
第８条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）
第９条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定書の有効期間は、平成21年11月25日から平成22年３月31日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない

旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成21年11月25日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市外旭川字三千刈144番地１
乙　秋田電気工事協同組合
理 事 長　　千　葉　三四郎

（別記 第１号様式）

○○　第　　　　号
年　　月　　日

秋田電気工事協同組合
理事長　千　葉　三　四　郎　　様

秋田市長　穂　積　　志　　印

応急活動要請書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第２条に規程する応急活動について、同第３条に基づき下記のとおり協力を要請します。

記

１ 日　　時　　　　平成　年　月　日　時　分　から

２ 場　　所

３ 業務内容

４ そ の 他

連絡責任者（秋田市災害対策本部／秋田市災害警戒対策部）○○班
○○部○○課
課　長　（　　　　　）
電　話　018-000-0000
ＦＡＸ　018-000-0000

（別記 第２号様式）

年　　月　　日

秋田市長　穂　積　　　志　　宛

秋田電気工事協同組合
理事長　千　葉　三　四　郎　　印

応急活動報告書

平成　年　月　日付け〇〇第　　号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第２条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第５条により報告します。

記

１ 応急活動期間　　　平成　年　月　日　時　分　から
　　　　　　　　　　平成　年　月　日　時　分　迄

２ 場　　所

３ 応急活動内容

４ 現場責任者

５ 人　　員

６ その他

連絡責任者　秋田電気工事協同組合
　　　　　　事務局長　（　　　　　）
　　　　　　電　話　018-862-0350
　　　　　　ＦＡＸ　018-862-0792

資料８－２７　災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合あきた安心リフォーム協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるものとする。

(1) 応急活動および住民避難の支障となる道路上の障害物の除去および道路の破損等への応急措置に係る業務に従事すること。

(2) 消防等が行う救助、捜索、その他人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物の除去等の業務に従事すること。

(3) 乙の会員の所有する応急活動に必要な資材および機材を提供すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から協力要請をうけたときは、可能な範囲において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（地域活動への協力）

第３条　乙は、地域の住民団体等が主体的に行う安全な住民避難のための活動を支援するよう努めるものとし、甲は乙と当該団体等との連携が図られるよう協力するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　第２条の規定による協力要請は、協力の内容その他必要な事項を明らかにし、応急活動要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　甲は、前項ただし書きの規定により協力要請をした場合は、事後において速やかに乙に対して応急活動要請書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第５条　前条の規定に基づく協力要請を受けて組織された作業班は、応急活動の実施に当

たっては、当該業務を所管する部局等の課長又は、現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第２項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第３項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第６条　乙は、第４条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第２号様式）により甲に報告しなければならない。

（経費の負担）

第７条　乙が、第４条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては防災対策課長とし、乙にあっては理事長とする。ただし甲が災害の発生状況により応急措置の業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

３　甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第９条　この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第10条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第11条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、平成22年３月19日から平成23年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成22年３月19日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋 田 市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市大町二丁目６番29号
乙　協同組合　あきた安心リフォーム協議会
理 事 長　　中　村　瑞　樹

（別記 第１号様式）

第　　号
年　　月　　日

協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理事長　　中　村　瑞　樹　　様

秋田市長　　穂　積　　志　　印
（秋田市災害対策本部本部長）

応 急 活 動 要 請 書

災害時における応急対策活動に関する協定第２条に規定する業務について第４条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

１ 日　　時　　　平成　年　月　日　時　分　から

２ 場　　所

３ 業務内容

４ 人　　員

５ 資 機 材

６ そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 ○○班
	○○部○○課
	課　長　（　　　　）
	電　話　018-000-0000
	ＦＡＸ　018-000-0000

（別記 第２号様式）

年　　月　　日

秋田市長　　穂　積　　志　　宛
（秋田市災害対策本部本部長）

協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理事長　　中　村　瑞　樹　　印

応 急 活 動 報 告 書

平成　年　月　日付け○○第○○○号により協力要請のあった、災害時における応急対策活動に関する協定第２条に規定する応急活動が終了したので、同第６条に基づき報告します。

記

１ 応急活動期間　　　平成　年　月　日　時　分　から
　　　　　　　　　　　平成　年　月　日　時　分　迄

２ 場　　所

３ 応急活動内容

４ 現場責任者

５ 人　　員

６ そ の 他

連絡責任者	協同組合あきた安心リフォーム協議会
	理事長　（　　　　　）
	電　話　000-000-0000
	ＦＡＸ　000-000-0000

資料８－２８　災害時におけるボランティア活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人秋田パドラーズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、雄物川水系において水害および水難事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合の甲と乙との情報収集その他ボランティア活動（以下「活動」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（活動区域）

第２条　この協定が適用される活動区域は、本市域内における雄物川水系の河川とする。

（協力を要請できる事項）

第３条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請できるものとし、乙は、この要請に対し自らの安全が確保されると判断した場合において協力するものとする。

(1) 情報収集に関すること。

(2) 人員および物資等の輸送に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、ボランティア活動として必要と認めること。

（協力要請の手続）

第４条　前条の規定による協力の要請は、活動等協力要請書（別記第１号様式）により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲からの要請に応じて活動を行ったときは、速やかに活動等報告書（別記第２号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第６条　災害時における活動を迅速かつ的確に実施するため、甲は、乙に対し、甲が主催する防災訓練等へ参加させることができるものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

２　この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては特定非営利活動法人秋田パドラーズ理事長とする。
３　甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

（報酬）
第８条　第３条に定める活動は無報酬とする。

（経費の負担）
第９条　この協定に基づき実施した活動に要した経費ならびに乙および乙の会員が所有する資機材等の破損により生じた経費は乙の負担とする。

（負傷等の補償）
第10条　この協定に基づき実施した活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、乙または乙の会員が加入する保険により補償するものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は平成23年２月７日から平成23年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間について、同様とする。

（協議）
第12条　この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成23年２月７日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市大町一丁目２番７号
乙　特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理事長　舩　山　　　仁

（別記　第１号様式）

第　　号
年　　月　　日

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理　事　長　　　　　　　　　　　様

秋田市長

活　動　等　協　力　要　請　書

「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第４条の規定に基づき、次のとおり協力活動を要請します。

記

１　活動内容

２　活動場所　　雄物川水系　○○川

３　活動日時　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時

４　そ の 他

連絡責任者　秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

（別記　第２号様式）

年　　月　　日

秋田市災害対策本部長
秋田市長　　　　　様

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理　事　長　　　　　　　　　印

活　動　等　報　告　書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号により協力要請のあった「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第３条の規定に基づく協力活動が完了したので報告します。

記

１　活動内容

２　活動場所　　雄物川水系　〇〇川

３　活動日時　　　　年　　月　　日

４　活動人員　　　　人

５　そ の 他

連絡責任者　特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理事長
電　話　018-863-1166
ＦＡＸ　018-863-1166

資料８－２９　災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において本市へ避難した被災者、又は避難所での避難生活が困難な者（以下「被災者等」という。）の一時的な避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請および協力）

第１条　甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設等の提供を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設等の提供について協力するものとする。

（被災者等の範囲）

第２条　この協定において、被災者等とは、次に掲げる者とする。

(1) 被災地等から本市へ避難した被災者

(2) 秋田市災害時要援護者の避難支援プランに定める災害時要援護者のうち避難所での避難生活が困難な者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

２　乙の組合員が所有する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護・医療が必要な者については対象としないものとする。

（提供されるサービス）

第３条　乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴および食事とする。

（要請の方法等）

第４条　甲が乙に対して第１条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（第１号様式）により行うものとする。

(1) 受入れ要請の人数

(2) 給食要請数

(3) 前２号に掲げるもののほか、必要と認める事項

２　甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

３　甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第１項の要請書（第１号様式）を提出するものとする。

４　乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（受入対象期間）

第５条　宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入れ可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間とする。

（報告）

第６条　乙は、第１条第２項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書（第２号様式）により、次の事項を報告するものとする。

(1) 受入れ人数

(2) 給食提供数

(3) 前２号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

３　乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第１項の報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（経費の支払）

第７条　乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費（サービスの　提供料金を含む。以下同じ。）は、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

（取消料）

第８条　乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

（負傷等の補償）

第９条　この協定に基づき実施した宿泊施設等の提供に従事した者が当該宿泊施設の提供に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものと　する。

（連絡責任）

第10条　甲および乙は、宿泊施設等の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

２　甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、平成25年12月19日から平成26年３月31日までとする。

２　前項の有効期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議事項）

第12条　この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その

１通を保有する。

平成25年12月19日

　　秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
　　秋田市長　　穂　積　　　志

　　秋田市大町一丁目３番８号
乙　三井生命ビル　４階
　　秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
　　秋田支部長　松　村　譲　裕

（第１号様式）

第　　　　号
年　　月　　日

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長　様

秋田市長

災害支援要請書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

１　受入れ要請の人数

２　給食要請数

３　その他

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部　防災対策班
〇〇部　〇〇　課長
電　話　018-000-0000
ＦＡＸ　018-000-0000

（第２号様式）

第　　　　　号
年　　月　　日

（宛先）秋田市長

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長

災害支援報告書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり宿泊施設等を提供しましたので報告します。

１　受入れ人数（宿泊施設ごとの被災者等の内訳は、別紙のとおり）

２　給食提供数

３　その他

【連絡責任者】

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長
電　話　018-823-7775
ＦＡＸ　018-823-7776

資料８－３０　災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、秋田市（以下「甲」という。）が赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に軽自動車による輸送や、輸送業務に関連した災害情報の提供および収集に係る協力に関し必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲は乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、緊急・救援物資等輸送要請書（第１号様式）により行うものとする。

(1) 災害の状況および応援を必要とする理由

(2) 応援を必要とする車両数および人員

(3) 応援を必要とする場所

(4) 応援を必要とする期間および活動内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

２　甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

３　甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第１項の要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に緊急・救援物資等輸送実施報告書（第２号様式）により、次の事項を報告するものとする。

(1) 応援に従事した車両数および従事者名簿

(2) 応援先、期間および走行距離

(3) 前２号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

２　乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

３　乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第１項の報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　軽自動車輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

２　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）

第６条　この協定に基づき実施した輸送活動に従事した者が当該輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任）

第７条　甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

２　甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（災害時の情報提供等）

第８条　乙は、輸送活動中に発見又は知り得た災害情報を甲に提供するとともに、情報収集に協力するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成25年10月28日から平成26年３月31日までとする。

２　前項の有効期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議事項）

第10条　この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成25年10月28日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市寺内字三千刈24番地４
乙　赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
代表理事　佐　藤　敬　一

（第１号様式）

第　　　　　号
年　　月　　日

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合　代表理事　様

秋田市長

緊急・救援物資等輸送要請書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

１　災害の状況および応援を必要とする理由

２　応援を必要とする車両・輸送内容

(1) 車両数　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(2) 乗務員数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(3) 輸送期間（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(4) 積込場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(5) 輸送場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(6) 活動内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(7) その他必要な事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

（第２号様式）

第　　　　　号
年　　月　　日

（宛先）秋田市長

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
代表理事

緊急・救援物資等輸送報告書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり緊急・救援物資等を輸送しましたので報告します。

１　緊急・救援物資等の輸送内容

(1) 車両数　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(2) 従事者数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(3) 応援先　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(4) 輸送期間（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(5) 走行距離（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(6) その他必要な事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【連絡責任者】

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
　理事長
電　話　018-863-8077
ＦＡＸ　018-863-8470

資料８－３１　災害時における救援物資提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要な飲料の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 乙の設置した地域貢献型自販機（災害救援型）の機内在庫品の無償提供

(2) 乙の営業拠点在庫飲料を甲の指定する納入場所への搬送

(3) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

２　乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、重要事項を記載した飲料提供要請書（第１号様式）をもって行うものとする。

２　甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

３　甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第１項の要請書を提出するものとする。

（飲料の引渡し）

第４条　飲料の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が飲料を確認の上、乙から飲料の引渡しを受けるものとする。

２　飲料の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。

３　甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

（報告）

第５条　乙は、要請に応じて飲料の提供を行ったときは、甲に対し、速やかに飲料提供実施報告書（第２号様式）を提出するものとする。

２　乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

３　乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第１項の報告書を提出するものとする。

（連絡責任）

第６条　甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

２　甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が第２条第１項第２号および第３号に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

２　乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

３　甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（負傷等の補償）

第８条　この協定に基づく支援活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換）

第９条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成26年２月７日から平成26年３月31日までとする。

２　前項の有効期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成26年２月７日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

東京都渋谷区本町三丁目47番10号
乙　株式会社伊藤園
総務部長　川　本　正　人

（第１号様式）

第　　　　号
年　　月　　日

株式会社伊藤園　総務部長　様

秋田市長

飲料提供要請書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料の提供を要請します。

１　災害の状況等

２　提供を要請する飲料

要請期日	飲料の種類	数量	運搬先

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

（第２号様式）

第　　　　　号
年　　月　　日

（宛先）秋田市長

株式会社伊藤園　総務部長

飲料提供実施報告書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料を提供しましたので報告します。

１　提供内容

引渡日時	引渡場所	飲料の種類	数量	備考

【連絡責任者】

株式会社伊藤園
秋田支店長
電　話　018-828-9411
ＦＡＸ　018-888-8989

資料８－３２　災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

第２条　甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第１号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。

２　乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第２号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。

３　甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第３条　前条第１項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第４条　甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から平成27年３月31日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成26年２月５日

秋田市川尻みよし町１４番８号
甲　秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者
中　野　鋼　一

東京都港区西新橋三丁目９番５号
乙　コスモ工機株式会社
代表取締役　　　加　藤　正　明

資料８－３３　災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社イトー鋳造（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

第２条　甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第１号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。

２　乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第２号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。

３　甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第３条　前条第１項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第４条　甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から平成27年３月31日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成26年２月５日

秋田市川尻みよし町１４番８号
甲　秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者
中　野　鋼　一

秋田市川尻町字大川反１７０番地の７３
乙　株式会社イトー鋳造
代表取締役社長　伊　藤　和　宏

第９　指定公共機関等との協力に関する資料

資料９－１　指定公共機関等との協力に関する資料

名　　　　　　　称	締　結　年　月　日	協　定　等　締　結　者　名
秋田市と秋田市内郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定書	平成26年３月18日	秋田市内郵便局代表 秋田中央郵便局長
秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書	平成18年12月22日	東日本旅客鉄道株式会社
災害時の協力に関する協定書	平成21年11月18日	東北電力株式会社秋田営業所
災害時の協力に関する協定書	平成21年11月18日	東日本電信電話株式会社秋田支店
非常災害時における協力に関する協定	平成14年７月１日	秋田椿台エフエム放送(株)
災害時における緊急輸送等に関する協定	平成23年２月７日	社団法人秋田県トラック協会
災害時における放送に関する協定	平成23年４月27日	(株)秋田放送（３者協定） （秋田県警察本部）
	平成23年４月27日	(株)エフエム秋田（３者協定） （秋田県警察本部）
秋田市における災害協力に関する協定書	平成25年５月７日	(株)秋田銀行
	平成25年５月７日	(株)北都銀行
災害時における石油製品等の供給に関する協定	平成23年６月24日	秋田県石油商業組合秋田支部
災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定	平成23年６月24日	一般社団法人秋田県ＬＰガス協会 秋田中央支部（名称変更後）
災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書	平成25年７月18日	ヤマト運輸（株）秋田主管支店

資料９－２　秋田市と秋田市内郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市内郵便局（以下「乙」という。）は、秋田市内に発生した地震その他による災害時の対応および平常時における高齢者等の見守り活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（定義）
第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号)第２条第１号に定める被害をいう。
２　この協定において、「見守り」とは、秋田市内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。
３　この協定において、秋田市内郵便局とは、別紙記載の郵便局をいう。
（活動地域）
第２条　この協定による活動の対象となる地域は、秋田市内で秋田市内郵便局が日常的に業務を行う地域とする。
（協力事項）
第３条　甲および乙は、秋田市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
(1)　甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況および（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
(2)　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱および援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(3)　避難所における臨時の郵便差出箱の設置
(4)　株式会社ゆうちょ銀行の非常払および株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱
(5)　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
２　乙は、秋田市内において見守り活動を実施するにあたり、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲又は関係機関に連絡、通報（以下「連絡等」という。）するものとする。
３　甲は、乙からの連絡等に対し、円滑に対応する体制の整備を行うとともに、乙から前項の連絡等を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。
４　甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。
５　乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。
（免責）
第４条　乙は、第３条第２項の規定による活動を行うことができなかった場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。
（情報等連絡体制の整備）
第５条　甲および乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。
（救援物資および通信手段に係る要請）
第６条　乙は、秋田市内において災害が発生した場合、甲に対して救援物資の区分、保管および通信手段の確保のための必要な場所ならびに資材等の提供を要請する

ことができる。
（経費の負担）
第７条　第３条第１項各号に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
２　前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。
３　第３条第２項に規定する協力事項に要した経費は乙が負担する。
（負傷等の補償）
第８条　第３条に規定する協力事項のための業務従事中に発生した、甲および乙の所属職員の事故等に係る補償については、当該任命権者の責任で行うものとする。
（個人情報の保護）
第９条　甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。
（連絡責任者）
第10条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　秋田市　総務部　防災安全対策課長
福祉保健部　長寿福祉課長、障がい福祉課長
乙　秋田中央郵便局　総務部長
（協定の効力および更新）
第11条　この協定の有効期限は、協定締結日から平成26年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定はさらに１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
（協議）
第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項について、甲および乙両者が協議の上決定する。

この協定を証するため、協定書２通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年３月18日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂積　志

秋田市保戸野鉄砲町５番１号
乙　秋田市内郵便局代表
秋田中央郵便局長　菊池　郁夫

資料９－３　秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書

秋田駅における輸送混乱時の秋田市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）の使用について、秋田市民交流プラザ管理室（以下「甲」という）と東日本旅客鉄道株式会社秋田駅（以下「乙」という）は次のとおり覚書を締結する。

（目　的）

第１条　この覚書は、秋田駅において輸送混乱等が発生した場合、駅施設を正常に機能させ、鉄道利用者および公衆等の安全を確保するため、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用することを目的とする。

（使用事由）

第２条　乙は、輸送混乱時等で乙の施設内に鉄道利用者が溢れた場合、および乙が鉄道利用者の救済措置としてバス代行を実施する場合の待機場所としてプラザを使用できるものとする。

（使用時の連絡）

第３条　乙は、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用する時は、事前に甲に連絡して承認を得るものとする。

（使用時の条件）

第４条　乙は、前条の規定により承認を得た場合であっても、プラザの運営に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、施設の使用については甲の指示に従うものとする。

（費用負担）

第５条　プラザの有料施設の使用料は原則として無料とする。ただし、使用が長期にわたる場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用終了時の連絡）

第６条　乙は、プラザの使用を終了した時は、甲に使用終了の連絡をするものとする。

（協議事項）

第７条　甲乙は、この覚書に定めのない事項または、この覚書に疑義を生じた事項については、相互に協議のうえ決定するものとする。

以上、覚書の証として、覚書２通を作成し、甲乙おのおの記名押印して各自その１通を保有する。

平成１８年１２月２２日

秋田市東通仲町４番１号
甲　　秋田市民交流プラザ管理室
室　長　　　　　多　田　正　明

秋田市中通７丁目１番２号
乙　　東日本旅客鉄道株式会社
秋　田　駅　長　　　佐　藤　竹　彦

資料９－４　秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領

平成１８年１２月２２日
市民交流プラザ管理室長決裁

秋田市民交流プラザ管理室とJR秋田駅との間で取り交わした「秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書」の実施に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

１．開放場所

・原則として「きらめき広場」
・必要に応じ「多目的ホール」「和室」「洋室」「音楽交流室D」
※「必要に応じ」とは
・「きらめき広場」が使用（仕込を含む）されている場合
・「きらめき広場」に収容しきれない場合
・体調不良等配慮が必要な方がいる場合（和室が適当）

２．要請から実施までの流れ

①プラザ開館時
●要請（JR）→受付・状況把握・判断（プラザ管理室）→実施（新都心ビル・防災センター・スタッフ）
②プラザ閉館時
●要請（JR）→受付・状況把握・判断（防災センター）→実施（防災センター）→　報告（プラザ管理室・新都心ビル）
※要請は電話等による

３．実施業務

①「きらめき広場」の開放
②椅子、テーブル等の提供（必要に応じ）
③「多目的ホール」「和室」等の開放（必要に応じ）
④エレベーター、エスカレーターの運転
⑤冷暖房設備運転

５．緊急連絡網

別紙１

６．JR輸送混乱時市民交流プラザ使用報告書

別紙２

資料９－５　災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社秋田営業所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により大規模な停電等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第２条　甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

２　乙は、大規模な停電等が発生した場合は、その影響を受けた地域、戸数、停電等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第３条　乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

２　災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（電力設備の優先的復旧）

第４条　乙は、災害により大規模な停電等が発生した場合は、乙の供給管轄内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項の電力設備の復旧に当たり、高圧、低圧応急用電源車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第５条　甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第６条　甲は、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

（準用）

第７条　乙は、災害時に電力設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては総務課長とする。

２　連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第９条　この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市中通二丁目１番11号
乙　東北電力株式会社秋田営業所
所　　長　　平　澤　宏　治

資料９－６　災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により乙が管理運営している通信の大規模な途絶等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第２条　甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

２　乙は、通信の大規模な途絶等が発生した場合は、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第３条　乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

２　災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（通信設備の優先的復旧）

第４条　乙は、災害により通信の大規模な途絶等が発生した場合は、乙のサービスエリア内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設に対する緊急通信の確保、避難所等への特設公衆電話の設置等を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項の通信設備の復旧に当たり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第５条　甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第６条　甲は、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

（準用）

第７条　乙は、災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては設備部設備運営担当課長とする。

２　連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第９条　この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市中通四丁目４番４号
乙　東日本電信電話株式会社秋田支店
支 店 長　　小野寺　　　仁

資料９－７　非常災害時における協力に関する協定書

（趣　旨）

第１条　雄和町（以下「甲」という。）と、秋田椿台エフエム放送局株式会社（以下「乙」という。）は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、被災情報等を正確迅速に収集、及び伝達するため、この協力協定を締結する。

（協力要請）

第２条　「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

（協力体制）

第３条　「乙」は、電波法第52条第４号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

（守秘義務）

第４条　「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

（経費負担）

第５条　この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

（協定解除）

第６条　この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は解除するものとする。

（その他）

この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

平成14年７月１日

甲　雄和町妙法字上大部４８－１
雄和町長　伊　藤　憲　一

乙　雄和町椿川字奥椿岱１９３－１０
秋田椿台エフエム放送株式会社
代表取締役　五十嵐　喜　一

資料９－８　災害時における緊急輸送等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との緊急輸送等（以下「緊急輸送等」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 乙に加盟する会員が保有する車両（霊柩車を含む。）を供給して甲の指定する場所に緊急救援物資等を輸送すること。

(2) 乙に加盟する会員が緊急輸送等の活動中において当該災害に関し知り得た情報を提供すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、緊急輸送等の活動として必要と認めること。

２　甲および乙は、前項各号に定めのない事項については協議し、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　甲は、緊急輸送等を実施する上で乙の応援が必要と認めるときは、緊急輸送等要請書（別記第１号様式）により要請するものとする

２　前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲からの要請に応じて緊急輸送等を行ったときは、速やかに緊急輸送等実施報告書（別記第２号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（緊急通行車両の届出）

第５条　乙は、緊急輸送等を行う車両が決定したときは、甲に対し、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、緊急通行車両の申請

を秋田県公安委員会に行うとともに、緊急通行車両証が発行された場合は、速やかに乙に引き渡すものとする。

（災害時相互応援協定都市等への輸送）

第６条　甲が締結した災害時相互応援協定都市等（東北６県庁所在市、県内13市、中核市、常陸太田市、秋田・岩手横軸連携市をいう。）の地域に災害が発生し、救援物資および資機材等の緊急輸送が必要となり、甲が要請を行った場合は、乙は、当該緊急輸送等に当たるものとする。

（経費の負担）

第７条　第２条の規定による協力の要請に応じて実施した緊急輸送等の費用については、甲が負担する。

２　前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

（輸送の継続）

第８条　乙に加盟する会員の車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに車両を交換して緊急輸送を継続しなければならない。

２　乙は、供給した車両の運行に際し、事故等が発生した場合には、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（負傷等の補償）

第９条　第２条の規定による要請に応じて緊急輸送等に従事した者が、当該緊急輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（連絡責任者）

第10条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

２　この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては社団法人秋田県トラック協会事務局長とする。

３　甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、平成23年２月７日から平成23年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日からから１年間この協定を延長

するものとし、その後の期間についても、同様とする。

（協議）
第12条　この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成23年２月７日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市寺内蛭根一丁目15番20号
乙　社団法人秋田県トラック協会
会　長　　嶋　田　康　子

（別記　第１号様式）

第　　　　　号
年　　月　　日

社団法人秋田県トラック協会

会　長　　　　　　　　　様

秋田市長

緊 急 輸 送 等 要 請 書

「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第２条の規定に基づき、次のとおり緊急輸送を要請します。

緊 急 輸 送 等 の 要 請 内 容	
要 請 理 由	
要請年月日（期間）	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目	
数　　量	
車 種（形 状）	
要 請 台 数	
積 込 場 所	
備　　考	

【連絡責任者】
秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

（別記　第２号様式）

年　　月　　日

秋田市長　　　　　　　　　　　　様

社団法人秋田県トラック協会

会　長

緊 急 輸 送 等 実 施 報 告 書

平成　年　月　日付け　　第　　号により協力要請のあった「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第２条の規定に基づく緊急輸送が完了したので報告します。

緊　急　輸　送　等　の　要　請　内　容	
要　請　理　由	
要請年月日(期間)	
輸　送　場　所	
輸　送　品　目	
数　　　　量	
車種（形状）	
要　請　台　数	
積　込　場　所	
備　　　　考	

【連絡責任者】
社団法人秋田県トラック協会
事務局長
電　話　018-863-5331
ＦＡＸ　018-863-7354

資料９－９　災害時における放送に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社エフエム秋田（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）

第２条　甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）

第３条　丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送している番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）

第４条　前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その１通を保有する。

平成23年４月27日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市山王四丁目１番５号
乙　秋田県警察本部
本部長　石　田　高　久

秋田市八橋本町三丁目７番10号
丙　株式会社エフエム秋田
代表取締役社長　高　田　二　郎

資料９－１０　災害時における放送に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社秋田放送（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）
第２条　甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）
第３条　丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送しているラジオ番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）
第４条　前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）
第５条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）
第６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その１通を保有する。

平成23年４月27日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市山王四丁目１番５号
乙　秋田県警察本部
　　本部長　石　田　高　久

　　秋田市山王七丁目９番42号
丙　株式会社秋田放送
　　代表取締役社長　立　田　　聡

資料９－１１　秋田市における災害協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社秋田銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めたときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

(1) 災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用

(2) 災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供

(3) 災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供

(4) 災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討

(5) 甲が行う防災に関する啓発活動

(6) 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第３条　災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

(1)　本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	秋田銀行秋田市役所支店長	TEL：018-862-3623

(2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年４月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第４条　甲および乙は、本協定により提供された情報については、第１条の目的のためのみに使用することとし、他の目的には使用しない。

２　前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

(1) 情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報

(2) 開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

(3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく第

三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

（協定期間）

第５条　本協定の有効期間は、締結の日から平成26年３月31日までとする。ただし、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に１年間延長とし、その後においても同様とする。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成25年５月７日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市山王三丁目２番１号
乙　株式会社　秋田銀行
取締役頭取　藤　原　清　悦

資料９－１２　秋田市における災害協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社北都銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めたときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

(1) 災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用

(2) 災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供

(3) 災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供

(4) 災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討

(5) 甲が行う防災に関する啓発活動

(6) 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第３条　災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

(1)　本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	北都銀行本店営業部長	TEL：018-833-4211

(2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年４月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第４条　甲および乙は、本協定により提供された情報については、第１条の目的のためのみに使用することとし、他の目的には使用しない。

２　前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

(1) 情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報

(2) 開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

(3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく第

三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

（協定期間）

第5条　本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条　本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

秋田市山王一丁目1番1号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　　志

秋田市中通三丁目1番41号
乙　株式会社　北都銀行
取締役頭取　斉　藤　永　吉

資料９－１３　災害時における石油製品等の供給に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県石油商業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における灯油、軽油、ガソリン、油脂類等の石油製品および災害応急活動上必要と認める資機材等（以下「石油製品等」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(1) 乙の組合員が保有する石油製品等を供給すること。

(2) 乙の組合員が所有する車両等を使用し、甲の指定する場所に石油製品等を搬入し、および給油すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、石油製品等の供給のため必要と認める事項

２　甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第２条　甲は、石油製品等の供給が必要と認めるときは、石油製品等供給要請書（第１号様式）により要請するものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　甲は、前項ただし書の規定により、協力の要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第３条　乙は、甲からの要請に応じて石油製品等の供給を行ったときは、速やかに石油製品等供給報告書（第２号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（市域外における給油）

第４条　乙は、甲が締結した災害時相互応援協定都市の地域において災害が発生し、甲が職員の派遣のため使用する車両（消防用の車両を含む。）に対し、甲が発行する給油伝票を使用し、市域外において給油ができるよう手配するものとする。ただし、高速道路における給油は除くものとする。

２　乙は、甲から前項の要請を受けたときは、受入可能な給油所を手配し、乙に対し報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　第１条および前条の規定による協力の要請に応じて実施した供給活動に係る費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）

第６条　第１条の規定による協力の要請に応じ供給活動に従事した者が、当該供給活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては秋田県石油商業組合秋田支部長とする。

３　甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成23年６月24日から平成24年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

（協議）

第９条　この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成23年６月24日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　志

秋田市山王三丁目７番21号
乙　秋田県石油商業組合秋田支部
支 部 長　佐　藤　　　浩

第１号様式（第２条関係）

第　　号
年　　月　　日

秋田県石油商業組合
秋田支部長　　　　　　　様

秋田市長

石油製品等供給要請書

災害時における石油製品等の供給に関する協定書第１条の規定に基づき、次のとおり石油製品等の供給を要請します。

記

１　供給場所

２　供給日時　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時

３　供給品目　　下記のとおり

№.	供給品目名称	規 格	数 量	単 位	供給場所（搬送先）	備　考

連絡責任者　秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

秋田市長　　　　　　様

秋田県石油商業組合
秋田支部長

石油製品等供給報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により協力要請のあった災害時における石油製品等の供給に関する協定書第１条の規定に基づく石油製品等供給活動が完了したので報告します。

記

№.	供給品目名称	規 格	数 量	単 位	供給場所（搬送先）	備　考

連絡責任者　秋田県石油商業組合秋田支部
支部長
電　話　018-862-6981
ＦＡＸ　018-862-2591

資料９－１４　災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県エルピーガス協会秋田中央支部（以下「乙」という。）とは、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における液化石油ガスおよび災害応急活動上必要と認める資機材等（以下「エルピーガス等」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(1) 乙の会員が保有するエルピーガス等を供給すること。

(2) 乙の会員が所有する車両等を使用し、甲の指定する場所にエルピーガス等を搬入し、および設置すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、エルピーガス等の供給のため必要と認める事項

２　甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第２条　甲は、エルピーガス等の供給が必要と認めるときは、エルピーガス等供給要請書（第１号様式）により要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　甲は、前項ただし書の規定により協力の要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第３条　乙は、甲からの要請に応じてエルピーガス等の供給を行ったときは、速やかにエルピーガス等供給報告書（第２号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　第１条の規定による協力の要請に応じて実施した供給活動に係る費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）

第５条　第１条の規定による協力の要請に応じ供給活動に従事した者が、当該供給活動に

従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては社団法人秋田県エルピーガス協会秋田中央支部長とする。

３　甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成23年６月24日から平成24年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

（協議）

第８条　この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成23年６月24日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　志

秋田市泉字登木207番１号
乙　社団法人秋田県エルピーガス協会秋田中央支部
支部長　小　野　隆　三

第１号様式（第２条関係）

第　　号
年　　月　　日

社団法人秋田県エルピーガス協会
秋田中央支部長　　　　　　　　様

秋田市長

エルピーガス等供給要請書

災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書第１条の規定に基づき、次のとおりエルピーガス等の供給を要請します。

記

１　供給場所

２　供給日時　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時

３　供給品目　　下記のとおり

№.	供給品目名称	規 格	数 量	単 位	供給場所（搬送先）	備　考

連絡責任者　秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

秋田市長　　　　　　　様

社団法人秋田県エルピーガス協会
秋田中央支部長

エルピーガス等供給報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により協力要請のあった災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書第１条の規定に基づくエルピーガス等供給活動が完了したので報告します。

記

№.	供給品目名称	規 格	数 量	単 位	供給場所（搬送先）	備　考

連絡責任者　社団法人秋田県エルピーガス協会
秋田中央支部長
電　話　018-864-1789
ＦＡＸ　018-864-1790

資料９－１５　災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社秋田主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）ならびに救援物資の受入れ、仕分、保管、管理および出庫（以下「緊急物資拠点の運営等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲と乙との緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力に関し、その手続き等について定めることにより、災害応急対策および災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 甲が管理する備蓄拠点から避難所への防災用備蓄品の配送

(2) 甲が管理する集積・配送拠点から避難所への救援物資の配送

(3) 甲が管理する集積・配送拠点の運営等

(4) 第１号または第２号に定める配送において、乙の管理する集積・配送拠点における救援物資の一時保管

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

２　乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して、緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書（別記第１号様式）により行うものとする。

２　甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を交付するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

３　甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第１項の要請書を提出するものとする。

（報告）

第４条　乙は、要請に応じて緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等を　行ったときは、速やかに緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施　報告書（別記第２号様式）を提出するものとする。

２　乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。
３　乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第１項の報告書を提出するものとする。

（連絡責任）
第５条　甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。
２　甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用負担）
第６条　乙が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
２　乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。
３　甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（負傷等の補償）
第７条　この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換）
第８条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成25年７月18日から平成26年３月31日までとする。
２　前項の有効期間満了の日の１箇月前までに甲または乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成25年７月18日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　　穂　積　　　志

秋田市御所野湯本二丁目１番１号
乙　ヤマト運輸株式会社秋田主管支店
支店長　　末　次　龍　一

（別記　第１号様式）

第　　　　　号
年　　月　　日

ヤマト運輸株式会社　秋田主管支店長　様

秋田市長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力を要請します。

1　支援内容

- □　市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- □　市が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- □　市が管理する支援物資拠点の運営等
- □　事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

2　要請内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部　防災対策班
総務部防災安全対策課長
電　話　018-866-2021
ＦＡＸ　018-823-5099

（別記　第２号様式）

第　　　　　号
年　　月　　日

（宛先）秋田市長

ヤマト運輸株式会社　秋田主管支店長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施報告書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

１　市からの要請があった支援内容

□　市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送

□　市が管理する支援物資拠点から避難所への配送

□　市が管理する支援物資拠点の運営等

□　事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　実施内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店　社会貢献課長
電　話　018-839-4045
ＦＡＸ　018-839-0730

第１０　公共機関その他事業者間との協定に関する資料

資料１０－１　公共機関その他事業者間との協定に関する資料

名　　　　称	締　結　年　月　日	対　　象　　団　　体
日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書	平成18年３月23日	仙台市（東北地方支部長） 青森市（青森県支部長） 盛岡市（岩手県支部長） 山形市（山形県支部長） 石巻地方広域水道企業団（宮城県支部長） 郡山市（福島県支部長）

資料１０－２　日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会東北地方支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、地震、異常渇水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の被災事業体が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部会員（以下「会員」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第2条　地方支部内の日本水道協会に属する県支部（以下「県支部」という。）内で対応不可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

（連絡担当部課）

第3条　地方支部長都市及び県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の方法）

第4条　県支部長は、県内の被災事業体から応援の要請があり、県内での対応が困難と認めたとき又は県支部長都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、地方支部

長に対して他の県支部の会員からの応援の要請を行うものとする。

2　前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。

3　前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告するものとする。

4　地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5　地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

（応援要請の連絡内容）

第5条　応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

（1）災害の状況

（2）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（3）必要とする職員の職種別人員

（4）応援の場所及び応援場所への経路

（5）応援の期間

（6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（情報連絡担当事業体）

第6条　地方支部長都市及び県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

2　情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。

3　情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

（地方支部現地救援本部の設置）

第7条　地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、東北地方支部現地救援本部（以下「地方支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

2　地方支部現地救援本部は、地方支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3　災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援活動）

第8条　各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

（1）応急給水

（2）応急復旧

（3）応急復旧用資機材の提供

（4）漏水調査

（5）工事業者の斡旋

（6）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第9条　第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2　応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3　派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。

4　派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第10条　応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用負担）

第11条　この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（情報の交換）

第12条　相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため協議会を設け、毎年定期的に情報の交換を行うものとする。

2　協議会は,地方支部長都市及び各県支部長都市の連絡担当責任者を含む必要な者で構成する。

（会員以外への協力）

第13条　会員は、会員以外の水道事業体が地震、異常渇水等により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

（指針）

第14条　この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

（その他）

第16条　この協定の成立を証するため、本協定書7 通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名押印の上、各1 通を保有する。

附　則

（適　用）

1　この協定は、平成9年5月1日から適用する。

（日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画の廃止）

2　日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成3年9月1日改正計画）は、廃止する。

附　則（平成18年３月23日改定）

（適　用）

この協定は，平成18年3月23日から適用する。

平成18年3月23日

日本水道協会東北地方支部長
仙台市長　梅　原　克　彦

日本水道協会青森県支部長
青森市長　佐々木　誠　造

日本水道協会秋田県支部長
秋田市長　佐　竹　敬　久

日本水道協会岩手県支部長
盛岡市長　谷　藤　裕　明

日本水道協会山形県支部長
山形市長　市　川　昭　男

日本水道協会宮城県支部長
石巻地方広域水道企業団企業長　土　井　喜美夫

日本水道協会福島県支部長
郡山市長　原　正　夫

第１１　医療機関との協定に関する資料

資料１１－１　医療機関との協定に関する資料

名　　　　　　　称	締　結　年　月　日	協　定　市　町　村　名
災害時における応急医療救護活動に関する協定書	平成22年７月８日	一般社団法人秋田市医師会

資料１１－２　災害時における応急医療救護活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨等）

第１条　この協定は、秋田市内で地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との応急医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

２　災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令又は平成８年５月31日付けで秋田県と社団法人秋田県医師会との間で締結した災害医療救護活動に関する協定書が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（協力を要請できる措置）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員および乙の会員が帯同する看護師等（以下「医療従事者等」という。）が、甲が設置する救護所又は避難所その他応急医療救護が必要とされる場所（以下「救護所等」という。）において、傷病者のトリアージ、応急処置の実施等の必要な医療の提供その他応急医療救護活動（以下「応急医療救護活動」という。）に従事すること。

(2) 乙の会員の所有する応急医療救護活動に必要な医薬品等医療資器材を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急医療救護活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

３　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急医療救護活動

要請書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

３　甲は、第１項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し応急医療救護活動要請書を提出するものとする。

４　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第２条第１項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告する。この場合において、その取扱いについては、甲乙協議の上、判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づくものとみなす。

（応急医療救護活動の実施）

第４条　医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、応急医療救護活動を実施するものとする。

２　医療従事者等は、現地における甲の職員と連絡を密にし、応急医療救護活動を実施するものとする。

３　乙の会員は、応急医療救護活動を実施する上で必要な医薬品、食料品等の準備および救護所等への移動については、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第３条の規定による協力要請に応じ応急医療救護活動を実施するときは、速やかに応急医療救護活動出動報告書（別記第２号様式）により甲に報告するものとし、当該応急医療救護活動が終了したときは、応急医療救護活動終了報告書（別記第３号様式）により甲に報告しなければならない。

（医療費等）

第６条　応急医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおり　とする。

(1) 救護所等における患者（被災者）の医療費および助産費は、原則として無料とする。

(2) 医療機関に転送収容された場合の医療費および助産費は、医療保険を適用することとする。

（費用弁償等）

第７条　応急医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法および災害救助法施行細則（昭和39年秋田県規則第38号）の規定を準用する。

(1) 医療従事者等の日当

(2) 医療従事者等が使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕等に係る費用

(3) 前２号のほか、この協定の実施のために要した費用

（負傷等の補償）

第８条　医療従事者等が、応急医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法および同法施行細則の規定を準用し、甲が補償する。

（紛争の処理）

第９条　この協定に基づき実施した応急医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当たるものとする。

２　前項の場合において､医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

（情報の交換等）

第10条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに１年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２２年７月８日

秋田市山王一丁目１番１号
甲　秋田市
秋田市長　穂　積　　志

秋田市八橋南一丁目８番５号
乙　社団法人秋田市医師会
会　長　福　島　幸　隆

別記第１号様式

第　　　　　号
平成　年　月　日

社団法人　秋田市医師会長　様

秋田市長　　　　　　印

応急医療救護活動要請書

災害時の応急医療救護活動に関する協定書第３条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

１　災害発生の日時　平成　年　月　日　時　分

２　災害発生の場所

３　災害の原因および被害の概況

４　出動を要する場所、人員（班）および器材
(1)場所
(2)人員（班）
(3)器材

５　出動の期間

６　その他必要な事項

別記第２号様式

平成　　年　　月　　日

（あて先）秋田市長

社団法人　秋田市医師会
会長　　　　　　　　　　　　印

応急医療救護活動出動報告書

平成　年　月　日付け　第　号により協力要請のあった応急医療救護活動を実施するため下記のとおり出動したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第５条に基づき報告します。

記

１　出動時刻　平成　年　月　日　時　分

２　出動場所

３　出動人員および器材

４　そ の 他

別記第３号様式

平成　　年　　月　　日

（あて先）秋田市長

社団法人　秋田市医師会
会長　　　　　　　　　　　印

応急医療救護活動終了報告書

平成　年　月　日付け　第　号により協力要請のあった応急医療救護活動が終了したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第５条に基づき報告します。

記

１　出動期間　平成　　年　　月　　日　　時　　分から
　　　　　　　平成　　年　　月　　日　　時　　分まで

２　出動場所

３　出動人員および器材

４　業務内容

５　そ の 他

第１２　通信に関する資料

資料１２－１　秋田市防災行政用無線局管理運用要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、秋田市防災行政用無線局の管理および運用について、電波法（昭和５年法律第１３１号。以下「法」という。）および関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）無線局：秋田市防災行政用無線局の無線設備および無線設備の操作を行う者の総体をいう。

（２）基地局：秋田市役所本庁舎に設置する統制台およびその付帯設備並びに大森山動物園に設置する中継局および付帯設備をいう。

（３）陸上移動局：陸上を移動して運用する車載型又は携帯型の無線設備をいう。

（４）運用：無線局を使用して無線交信を行うことをいう。

（無線局の構成等）

第３条　無線局の構成および配置は、別表第１のとおりとする。

２　無線局の呼出名称は、「ぼうさいあきた」とする。

（無線統轄管理者）

第４条　無線局に無線統轄管理者をおくものとし、基地局の所管課の長の職にある者を充てる。

２　無線統轄管理者は、無線局の管理および運用の業務を統轄する。

３　無線統轄管理者は、第７条に規定する無線従事者の中から１名を無線取扱責任者に指名する。

（無線管理者）

節５条　無線管理者は、各陸上移動局の所管課の長の職にある者を充てる。

２　無線管理者は、所管する陸上移動局の管理および運用の業務を分掌する。

３　無線管理者は、無線統轄管理者の研修を受けた職員の中から無線取扱者を指名し、無線統轄管理者に報告するものとする。

（無線取扱責任者）

第６集　無線取扱責任者は、無線統轄管理者の命を受け、法および関係法令を遵守して無線局の管理および運用の実務を行う。

（無線従事者）

節７条　無線従事者は、市長が任命する。

２　無線従事者は、無線統轄管理者の命を受け、法および関係法令を遵守して基地局の管理および運用の実務を行う。

（無線取扱者）

第８条　無線取扱者は、無線管理者の令を受け、法および関係法令を遵守して所管する陸上移動局の管理および運用の実務を行う。

（無線局の運用）

第９条　無線局を運用するときは、法およびこの要綱に定めるもののほか秋田市役所無線電話装置取扱説明書によるものとする。

２　基地局に配置された無線従事者は、無線統轄管理者の指示のあるときは、無線局の運用の統制の業務を行うものとする。

（災害時の活用）

第10条　無線局は、災害時において有線通信が途絶したときの情報の収集、伝達および防災関係各機関の通信連絡に活用するものとする。

（保守点検）

節11条　無線局の正常な機能を維持するため、次のとおり保守点検を行う。

（１）　日常点検　毎日行う点検

（２）　定期点検　１年ごと又は６月ごとに行う点検

２　点検項目等は、別表第２のとおりとする。

３　保守点検の実施は、次のとおりとする。

（１）　日常点検は、所管課ごとに無線取扱者が行うものとする。

（２）　定期点検は、基地局の所管課が行うものとする。

４　点検により、異常を発見したときは、直ちに無線統轄管理者に報告するものとする。

（通信訓練）

第12条　無線統轄管理者は、災害の発生に備え、無線局の機能の確認および運用の習熟を図るため、定期的に通信訓練を行うものとする。

（研　修）

第13条　無線統轄管理者は、無線取扱者等に対して法および関係法令、要綱並びに陸上移動局の取扱要領等の研修を行うものとする。

附　則

１　この要綱は、昭和６０年１月１０日から施行する。

２　秋田市行政無線電話取扱要綱（昭和５６年４月１日制定）は、廃止する。

附　則

１　この要綱は、平成９年８月１日から施行する。

無線局の構成および配置

（制　御　器）

防災安全対策課

市民相談センター

生活総務課

建築指導課

建設総務課

道路建設課

道路維持課

下水道施設課

統制台

固定局

中継局

（防災安全対策課所管）

呼出名称		種別	所管課
ぼうさい			
あきた	２	車載	市民相談センター
〃	６	〃	農林総務課
〃	９	〃	道路建設課
〃	１０	〃	〃
〃	１１	〃	道路維持課
〃	１２	〃	維持管理課
〃	１３	〃	建築指導課
〃	１４	〃	河辺市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
〃	１５	〃	雄和市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
〃	１６	〃	道路維持課
〃	１８	〃	建築指導課
〃	２０	〃	下水道施設課
〃	２１	可搬	防災安全対策課
〃	２２	車載	〃
〃	２３	〃	〃
〃	３１	携帯	〃
〃	３２	〃	〃
〃	３３	〃	〃
〃	３４	〃	〃
〃	３５	〃	〃
〃	３６	〃	〃
〃	３７	〃	〃
〃	４１	〃	観光物産課
〃	４２	〃	〃

…… 基地局

資料１２－２　防災行政無線の概要

平成25年度現在

名　　　称	秋田市防災行政用無線局
免許年月日	昭和５９年１２月２０日
目　　　的	防　災　行　政　用
呼 出 名 称	ぼ う さ い あ き た
使用周波数	固 定 系：407.225MHz　（本庁～中継局） 移 動 系：466.225MHz　（中継局～移動局） （移動局～移動局）
無 線 局 数	移 動 局：24（車載14、可搬1、携帯9） 電話型制御器：7（最大16） 統 制 台： 1
概　　　要	1.大森山動物園に中継局を設置。交信可能地域は、秋田市全域 2.選択呼出方式により、個別および群呼出が可能 3.災害時において、統制台から通信の統制および、一斉呼出が可能 4.移動局等の増設が可能

資料１２－３　防災行政無線の設置課所一覧表

部局名等	課　所　室　名	呼出番号	種　別	呼出名称	備　　　考
		０００			一　斉　指　令
総　務　部	防災安全対策課	１１１	統制台	ぼうさい あきた	
		１１	固　定		
		１２０	可　搬	〃２１	
		９９９	制御器	〃	
		７７７	車　載	〃２２	秋田８００さ４７２１
		７５４	〃	〃２３	秋田８００さ・５７８
		１２１	携　帯	〃３１	
		１２２	〃	〃３２	
		１２３	〃	〃３３	
		１２４	〃	〃３４	
		５１３	〃	〃３５	
		１２６	〃	〃３６	
		１２７	〃	〃３７	
市民生活部	市民相談ｾﾝﾀｰ	２２１	制御器	〃	
市民生活部	生活総務課	６２１	制御器	〃	
	河辺市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	３３３	車　載	〃１４	秋田３００ぬ・６６５
	雄和市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	４４４	〃	〃１５	秋田３００ち２５１７
都市整備部	建築指導課	８１１	制御器	〃	
		８１３	車　載	〃１８	秋田５００つ７８６７
商　工　部	観光物産課	１２８	携　帯	〃３８	
		１２９	〃	〃３９	
	大森山動物園	６３１	固　定	〃	中継用
農　林　部	農林総務課	６２２	車　載	〃６	秋田５０１そ３２１６
建　設　部	建設総務課	７１１	制御器	〃	
		７３３	車　載	〃９	秋田８００さ９４５９
	道路建設課	７３１	制御器	〃	
	道路維持課	７５１	制御器	〃	
		７３４	車　載	〃１０	秋田５００そ１６６８
		７５２	〃	〃１１	秋田８００さ６９８３
		７５３	〃	〃１６	秋田８００さ１４６９
上下水道局	維持管理課	７８２	車　載	〃１２	秋田４８０さ４０９３
		７９２	〃	〃２０	秋田５００そ３４５８
	下水道施設課	７９１	制御器	〃	

（平成25年度 秋田市水防計画より）

資料１２－４　公共業務無線一覧表

（行政、消防、上下水道）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成25年度現在

所属	種　類	局数	出力w	周　波　数	配 置 箇 所	呼 出 名 称
秋田市	固定局	1	10	466.225MHz	秋田市役所	ぼうさいあきた
	〃	1	1	407.225MHz	〃	〃
	〃	1	1	〃	大森山動物園	ぼうさいおおもりやま
	移動局	20	10	〃	秋田市役所	ぼうさいあきた2、4、6、7、9～23、26
	〃	9	1	〃	〃	〃　31～37、41、42
消防本部	基地局		10	149.15MHz(市波1)	消 防 本 部	あきたしょうぼう
	〃		10	151.71MHz(市波2)	〃	〃
	〃		10	153.53MHz(県内)	〃	〃
	〃		10	150.73MHz(全国1)	〃	〃
	〃		10	148.75MHz(全国2)	〃	〃
	〃		10	154.15MHz(全国3)	〃	〃
	〃		10	146.76MHz(救急)	〃	〃
	〃		10	158.35MHz(防災)	〃	〃
	移動局	車載	1	149.15MHz(市波1)	秋田市	各消防車両の呼出名称
	〃	69		151.71MHz(市波2)	消防本部	例（あきたきゅうじょ1）
	〃			153.53MHz(県内)	および	
	〃	携帯	5	150.73MHz(全国1)	各消防署	あきしょうけいたい○○
	〃	79		148.75MHz(全国2)		あきしょうぼうさい１
	〃			154.15MHz(全国3)		
	〃	可搬	10	146.76MHz(救急)		しょうぼう○○300
	〃	15		158.35MHz(防災)		
上下水道局	基地局	1	5	373.25MHz	秋田市上下水道局	あきたすいどう
	移動局	車載	5	〃	〃	〃　3～6、8、9、13、16、31～33、
		24				36～38、40、50、52～54、62、
		携帯	5	〃	〃	70、72、81、83
		8				〃　17～19、39、41、59、84、85
	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ MCA	21	10	800MHz帯	秋田市上下水道局川尻庁舎および車載、浄水課、下水道施設課	指令局（水道漏水防止係）1～20号

（平成25年度 秋田市水防計画より）

資料１２－５　災害時発信用優先電話設置場所一覧表

設置課所	災害時優先電話
総務課	８６３－２２３３
文書法制課（ＦＡＸ）	８６３－７２８４
防災安全対策課	８６４－４９６１
防災安全対策課（ＦＡＸ）	８２３－５０９９
管財課（庁舎管理担当）	８２３－５００７
北部市民サービスセンター	８４５－２２６１
西部市民サービスセンター（ＦＡＸ）	８８８－８０８１
河辺市民サービスセンター（市民生活班）	８８２－５１３１
雄和市民サービスセンター（市民生活班）	８８６－５５２０
岩見三内連絡所	８８３－２１１１
大正寺連絡所	８８７－２１１１
寺内コミュニティセンター	８４５－０５３７
将軍野コミュニティセンター	８４５－１４０８
太平地域センター	８３８－２１１１
外旭川コミュニティセンター	８６８－１５００
飯島コミュニティセンター	８４５－１７３１
豊岩コミュニティセンター	８２８－２１３５
御野場地域センター	８３９－２７２０
保健総務課（ＦＡＸ）	８８３－１１７１
保健予防課（ＦＡＸ）	８８３－１１７３
総合環境センター	８３９－５８２０
大森山動物園	８２８－５５０９
中央卸売市場	８６９－５２２２
秋田市民交流プラザ（管理室）	８３７－６７６１
（子ども未来センター）	８３７－６７６２
（自然科学学習館）	８３７－６７６３
（駅東サービスセンター）	８３７－６７６４
消防本部総務課	８２３－４０００
秋田消防署	８２３－４１００
新屋分署	８２８－３１２３
新屋分署	８２８－０１１９
牛島出張所	８３２－８０４１
勝平出張所	８６３－０２５５
土崎消防署	８４５－３２８４
寺内出張所	８４５－０２８６
将軍野出張所	８４５－７１７１
飯島出張所	８４７－３１１９
外旭川出張所	８６８－８１１９
城東消防署	８３２－３４０１
城東消防署	８３２－３４０４

設置課所	災害時優先電話
広面出張所	８３２－２７３６
秋田南消防署	８３９－９５５１
秋田南消防署	８３９－９５５２
河辺消防署	８８２－３３００
雄和分署	８８６－２６５０
上下水道局（総務課）	８６３－３７５７
	８６３－３８６２
上下水道局（お客様センター）	８２３－８４０３
	８２３－８４０９
	８２３－８４４７
上下水道局（水道維持課）	８２４－３３１１
上下水道局（水道建設課）	８６２－２０２１
上下水道局（金足浄化センター）	８７３－３５８３
上下水道局（仁別浄化センター）	８２７－２３６２
上下水道局（仁別浄水場）	８２７－２２６８
上下水道局（手形山配水場）	８３３－８３５０
上下水道局（手形山ポンプ場）	８３５－５１７５
上下水道局（添川ポンプ場）	８６８－６８９１
上下水道局（八橋下水道終末処理場）	８６４－１４０１
	８６４－１４６５
上下水道局（仁井田浄水場）	８３９－２２１１
	８３９－２２１２
	８３９－８９００
上下水道局（金照寺山ポンプ場）	８３３－４５８２
上下水道局（川口ポンプ場）	８３５－３８２６
上下水道局（桜ポンプ場）	８３６－１４６０
上下水道局（豊岩浄水場）	８２８－１４５２
上下水道局（下浜ポンプ場）	８７９－２９２５
上下水道局（羽川浄化センター）	８７９－２３４０
上下水道局（大平台浄化センター）	８３４－４０４５
上下水道局（宝川ポンプ場）	８３８－２８７６
上下水道局（小山田ポンプ場）	８３９－５３７９
上下水道局（御所野配水場）	８２６－１５２７
教育委員会総務課	８６５－１８５１
市立体育館（FAX）	８６６－２６０１
八橋運動公園陸上競技場（FAX）	８８３－４０３６
八橋運動公園球技場	８８３－１８７０
八橋運動公園硬式野球場（FAX）	８６５－７７０４
茨島体育館（FAX）	８８３－４０４９
光沼アリーナ	８４７－４６０２
河辺体育館	８８２－３６５４
雄和体育館	８８６－２８４４
雄和南体育館	８８７－２３１８
文化会館（ＦＡＸ）	８６５－１１９５
保戸野小学校（ＦＡＸ）	８６５－４６５７

設置課所	災害時優先電話
明徳小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９０１
築山小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９０８
旭北小学校（ＦＡＸ）	８６５－４６５９
中通小学校（ＦＡＸ）	８３４－１９１９
旭南小学校（ＦＡＸ）	８６５－６５９９
牛島小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９１４
川尻小学校（ＦＡＸ）	８６５－４６６７
旭川小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９１８
土崎小学校（ＦＡＸ）	８４７－０９２３
港北小学校（ＦＡＸ）	８４５－１４２７
土崎南小学校（ＦＡＸ）	８４７－２０２４
高清水小学校（ＦＡＸ）	８４７－１１６４
広面小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９１９
日新小学校（ＦＡＸ）	８２８－０５１７
勝平小学校（ＦＡＸ）	８６５－４６６９
太平小学校（ＦＡＸ）	８３８－２３８９
外旭川小学校（ＦＡＸ）	８６８－４６９９
飯島小学校（ＦＡＸ）	８４７－１６４３
下新城小学校（ＦＡＸ）	８７３－７３６２
上新城小学校（ＦＡＸ）	８７０－２５７２
浜田小学校（ＦＡＸ）	８２８－０５２０
豊岩小学校（ＦＡＸ）	８２８－０５１９
仁井田小学校（ＦＡＸ）	８３９－４０７１
四ツ小屋小学校（ＦＡＸ）	８３９－２９６４
上北手小学校（ＦＡＸ）	８３９－３２９１
下北手小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９３２
下浜小学校（ＦＡＸ）	８７９－３１７０
金足西小学校（ＦＡＸ）	８７３－７３６０
八橋小学校（ＦＡＸ）	８６５－４６７４
東小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９２１
泉小学校（ＦＡＸ）	８６５－６５７７
大住小学校（ＦＡＸ）	８３９－３１５９
桜小学校（ＦＡＸ）	８３７－７９２７
飯島南小学校（ＦＡＸ）	８４７－１６０５
寺内小学校（ＦＡＸ）	８４７－１４０６
御所野小学校（ＦＡＸ）	８２６－０２５０
岩見三内小学校（ＦＡＸ）	８８３－２２１２
河辺小学校（ＦＡＸ）	８８２－４６７２
戸島小学校（ＦＡＸ）	８８２－３００３
川添小学校（ＦＡＸ）	８８６－３６３５
種平小学校（ＦＡＸ）	８８６－３２３１
戸米川小学校（ＦＡＸ）	８８６－３６３８
大正寺小学校（ＦＡＸ）	８８７－２１１６
秋田東中学校（ＦＡＸ）	８３３－８２６２
秋田南中学校（ＦＡＸ）	８３３－８４６８
山王中学校（ＦＡＸ）	８２３－８３６３
土崎中学校（ＦＡＸ）	８４５－１２５１

設置課所	災害時優先電話
秋田西中学校（ＦＡＸ）	８２８－４６４５
太平中学校（ＦＡＸ）	８３８－２３８８
外旭川中学校（ＦＡＸ）	８６８－３１９３
秋田北中学校（ＦＡＸ）	８７３－２０２０
豊岩中学校（ＦＡＸ）	８２８－３２１０
城南中学校（ＦＡＸ）	８３４－２３６８
下北手中学校（ＦＡＸ）	８３２－７２２７
下浜中学校（ＦＡＸ）	８７９－２０１８
城東中学校（ＦＡＸ）	８３４－９２９７
泉中学校（ＦＡＸ）	８６３－８９０２
将軍野中学校（ＦＡＸ）	８４５－１７７８
御野場中学校（ＦＡＸ）	８３９－０６８２
勝平中学校（ＦＡＸ）	８６３－７７８４
飯島中学校（ＦＡＸ）	８４６－３４８２
桜中学校（ＦＡＸ）	８３７－５３０６
御所野学院中学校（ＦＡＸ）	８２６－０２００
岩見三内中学校（ＦＡＸ）	８８３－２２２２
河辺中学校（ＦＡＸ）	８８２－２１４８
雄和中学校（ＦＡＸ）	８８６－２１６５

（平成25年度 秋田市水防計画より）

資料１２－６　防災関係機関の電話連絡一覧表

（１）　指定地方行政機関

機　関　名	災害担当課	電　話	住　所
東北財務局 秋田財務事務所	総務課	８６２－４１９１ (FAX) 864-1765	010-0951 秋田市山王七丁目1-4
東北森林管理局	企画調整課	８３６－２２７３ (FAX) 836-2031	010-0001 秋田市中通五丁目9-16
東北農政局 秋田地域センター	総務課	８６２－５６１１ (FAX) 863-3281	010-0951 秋田市山王七丁目1-5
東北運輸局 (秋田運輸支局) (土崎港庁舎)	輸送課	８６３－５８１１ (FAX) 862-9907 ８４５－０５５６ (FAX) 846-8983	010-0816 秋田市泉字登木74-3 011-0945 秋田市土崎港西一丁目7-35
東北地方整備局 秋田港湾事務所	保全課	８４７－２５１３ (FAX) 880-1021	011-0945 秋田市土崎港西一丁目1-49
仙台管区気象台 秋田地方気象台		８６４－３９５５ (FAX) 824-5938	010-0951 秋田市山王七丁目1-4
第２管区海上保安部 秋田海上保安部	警備救難課	８４５－１６２２ (FAX) 846-0094	011-0945 秋田市土崎港西一丁目7-35
秋田労働局	安全衛生課	８６２－６６８３ (FAX) 864-6370	010-0951 秋田市山王七丁目1-4
東北地方整備局 秋田河川国道事務所	工務第一課	８６４－２２８６ (FAX) 864-5174	010-0951 秋田市山王一丁目10-29

（２）自衛隊

陸上自衛隊 第２１普通科連隊	第３科	８４５－０１２５ (内線　235) (FAX) 845-0125	011-0901 秋田市寺内字将軍野1
航空自衛隊 秋田救難隊	総括班	８８６－３３２０ (FAX) 886-3320	010-1211 秋田市雄和椿川字山籠23-26

（３）指定公共機関

日本郵便（株） 秋田支店	総務課	８２３－０９１１ (FAX) 865-5417	010-0913 秋田市保戸野鉄砲町5-1
日本郵便（株） 土崎支店	総務課	８４５－１２０２ (FAX) 846-9102	011-0946 秋田市土崎港中央三丁目6-10
東日本旅客鉄道（株） 秋田支社	安全対策室	８３３－１２５４ (FAX) 833-1254	010-0001 秋田市中通七丁目1-1
東日本電信電話（株） 秋田支店	設備運営担当	８３６－８７８１ (FAX) 836-8830	010-0001 秋田市中通四丁目4
(株) ＮＴＴドコモ東北支社秋田支店	技術ｻｰﾋﾞｽ担当	８６４－３４２３ (FAX) 888-1400	010-0921 秋田市大町四丁目2-39
日本銀行秋田支店	総務課	８２４－７８００ (FAX) 888-1070	010-0921 秋田市大町二丁目3-35
日本赤十字社 秋田県支部	事業推進課	８６４－２７３１ (FAX) 864-6852	010-0922 秋田市旭北栄町1-5
ＮＨＫ秋田放送局	放送部	８２４－８１０２ (FAX) 824-1191	010-0951 秋田市山王一丁目1-2
日本通運（株） 秋田支店	業務課	８６３－３０１１ (FAX) 863-3049	010-0816 秋田市泉北一丁目7-21
東北電力（株） 秋田営業所	総務課	８３４－３３１３ (FAX) 833-0150	010-0001 秋田市中通二丁目1-11
東日本高速道路（株） 東北支社秋田管理事務所		８２６－１７００ (FAX) 826-1703	010-1404 秋田市上北手古野字大繋沢30-2

（４）指定地方公共機関

土地改良区	秋田県土地改良事業団体連合会 総務課	８８８－２７５０	010-0967 秋田市高陽幸町3-37
ＡＢＳ秋田放送	報道部	８２４－８５２０ (FAX) 824-8558	010-0951 秋田市山王七丁目9-42
ＡＫＴ秋田テレビ	報道部	８６６－６１３１ (FAX) 888-2252	010-0973 秋田市八橋本町三丁目2-14
東部ガス秋田支社	工務課	８３２－６５９５ (FAX) 832-2116	010-0029 秋田市楢山川口境1-1
秋田中央交通(株)	庶務課	８２３－４４１１	010-0931 秋田市川元山下町6-12
秋田市医師会	庶務課	８６５－０２５２	010-0976 秋田市八橋南一丁目8-5
エフエム秋田	編成部	８２４－１１５５ (FAX) 824-1194	010-0973 秋田市八橋本町三丁目7-10
ＡＡＢ秋田朝日放送	報道制作部	８６６－５１１１ (FAX) 866-5115	010-0941 秋田市川尻町大川反233-209
(社)秋田県ＬＰガス協会	業務部	８６２－４９１８ (FAX) 862-4469	010-0951 秋田市山王三丁目1-7　2F

※　公共的団体およびその他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	機関の名称
報道機関	秋田商工会議所
一般社団法人 秋田市歯科医師会	河辺雄和商工会
一般社団法人 秋田県薬剤師会中央支部	金融機関
一般診療所・病院	学校法人
農業協同組合(ＪＡ新あきた)	文化財管理者
秋田中央森林組合	秋田県高圧ガス協会
秋田県漁業共同組合	危険物取扱所等
社会福祉施設	一般社団法人 秋田市建設業協会
社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	秋田市町内会および 自主防災組織等

資料１２－７　主なアマチュア無線クラブ一覧表

コ ー ル	ク ラ ブ 名	住　　所	電　　話
ＪＡ７ＹＪＵ	秋田工業高等専門学校電気部	飯島文京町1-1	847-6052
ＪＡ７ＹＳＭ	ＡＫＴＨＭＣ	八橋本町三丁目2-14	866-6129
ＪＡ７ＺＹＦ	東北電力秋田ＭＣ	山王五丁目15-6	863-3151
ＪＨ７ＺＧＫ	秋田市役所ＡＭＣ	山王一丁目1-1	863-2222

（平成25年度 秋田市水防計画より）